

近世初期の石高と領知高

松下, 志朗

<https://doi.org/10.15017/4474758>

出版情報：経済學研究. 42 (1/6), pp.275-317, 1977-05-10. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：



近世初期の石高と領知高

松 下 志 朗

目 次

- 一 はじめに
- 二 豊臣政権末期と徳川政権初期の国高
- 三 近世初期の石高と権力編成
 - (1) 畿内諸国の石高 (2) 出羽国の石高
 - (3) 隠岐国の石高
 - (4) 西国の石高と普請役高
(萩・土佐・福岡・平戸・大村・佐賀・豊前
細川・肥後細川・人吉・飫肥・薩摩藩)
- 四 おわりに

一 はじめに

石高制が兵農分離制・鎖国制とともに日本近世史の三大特質であることは、誰しもが認めるところであろうが、石高そのものの解明は意外な程なされていない。

石高制の研究が論理的に整合性をもってなされているにもかかわらず、石高そのものの実態には不明なところが多く、たとえば慶長期における大名領知高をその殆んどが元和期以降の朱印高を以って無造作に表現している藩政史研究の現状がある。

それに今一つは、石高制のもつ多様な機能を何でも石高の中に入れてしまうために生じる矛盾の解明が、未だ十分ではない。その点ではすでに佐々木潤之介氏が石高制を「地代原則」と「領有原則」とに分けて、封建的土地所有の政治過程における表現形態としての知行制が右の生産物地代原則に裏付けられた石高によって示されていると論じられ、さらに、「領有原則」

の軍役体系が元和二年以前は未成立の時期として分析の対象から外されたことは¹⁾、多くの問題点を残すこととなったと考えられる。今更言う迄もないことであるが、軍役を領主階級内部における権力編成の原理の表現形式であるとするならば、当然のこととして元和二年以前の普請役手伝いをその分析視野に入れるべきであり、そのことを通じてはじめて豊臣政権と徳川政権の性格の差をもその一端を明らかにすることができるというものである。

二 豊臣政権末期と徳川政権初期の国高

まず国絵図に記載されている国高の検討から始めてみよう。

天正十九年豊臣秀吉が全国の諸大名より指出させた「御前帳」と、慶長十年徳川政権が徴収した一国郷帳及び国絵図については近年その研究が進み²⁾、豊臣政権・徳川政権における権力編成の過程と関連してその意義が明らかにされるものと期待されるが、それらの全国的に書上げさせた石高は、現存の諸種の資料に何らかの形で伝承されていると考えられる。そこで、その一端を表示したのが第1表である。豊臣政権末期の資料のうち「大日本六十六国并二島絵図写本」³⁾は、その付箋に「文禄比知行高帳之写」とあり、また他の付箋には「文禄式年長東大蔵大輔検地縄入」とあるところから、文禄二年頃のものと考えてよい。『当代記』⁴⁾所収の

第 1 表 慶長期における国高の変遷

豊 臣 政 権 末 期						国 名	徳 川 政 権 初 期			
(註)	参 考 高	秀 吉 公 御 検 地 帳	大 日 本 66 国 図	当 代 記	日本賦税		日 本 国 図 之 図	日 本 図	参 考 高	(註)
1	(357, 961)	225, 260	225, 266	225, 266	225, 262 ⁶	山 城	216, 070	216, 070	216, 070	17
		448, 950	448, 945. 5	448, 945. 5	448, 945	大 和	444, 130	444, 134	444, 134	18
		356, 070	356, 069. 1	356, 069. 1	356, 069 ⁶	摂 津	290, 900	299, 902	(299, 902 290, 968. 6	19
		242, 105 ⁰	242, 105. 2	242, 105. 2	242, 105 ⁶	河 内	308, 850	308, 857	308, 857	20
		141, 510	341, 511. 7	141, 511. 7	141, 512	和 泉	138, 700	138, 797	138, 797	21
2	225, 000	100, 000	100, 000	100, 000	100, 000	伊 賀	95, 900	95, 594	(95, 594 100, 540	22
		567, 105	567, 105. 14	567, 105. 14	567, 105	伊 勢	572, 700	572, 786	572, 786	23
		17, 854	17, 853. 91	17, 853. 91	17, 854	志 摩	17, 800	17, 849	17, 849	24
		571, 737	571, 734. 4	571, 737. 4	571, 737	尾 張	520, 000	520, 000		
		290, 715	290, 750	290, 750	290, 715 ⁵⁰	三 河	350, 000	350, 000		
		255, 160	255, 160	255, 160	251, 160 ⁵	遠 江	280, 000	280, 000		
		150, 000	150, 000	150, 000	150, 000	駿 河	172, 000	172, 200		
		69, 832	61, 832	61, 832	▽69, 830 ²	伊 豆	72, 000	79, 353		
		227, 616	227, 616	227, 616	227, 616	甲 斐	240, 000	242, 000	238, 184	25
		194, 204	194, 204	194, 204	194, 304 ²	相 模	194, 000	194, 200		
		667, 106	667, 126	667, 126	667, 126	武 蔵	840, 000	840, 000		
		45, 045	45, 045	45, 045	45, 015 ⁴	安 房	92, 000	91, 779	91, 188余	26
		378, 890	496, 377	378, 892	378, 892	上 総	378, 000	378, 809		
		393, 250	393, 255	393, 255	393, 255	下 総	393, 000	393, 290		
		530, 000	530, 000	530, 000	530, 000 ⁸	常 陸	753, 000	753, 600		
		775, 380	775, 379	775, 379	775, 379	近 江	832, 100	832, 110	832, 120	27
		540, 000	540, 000	540, 000	540, 000	美 濃	581, 500	581, 523		
		38, 000	38, 000	38, 000	38, 000	飛 騨	38, 700	38, 764	38, 764. 4	28
		408, 358	408, 358	408, 358	408, 358	信 濃	547, 000	547, 360		
		496, 380	496, 377	496, 377	496, 377	上 野	468, 000	468, 000		
		374, 080	374, 082. 8	374, 082. 8	374, 083	下 野	464, 000	464, 000		
		1, 672, 406	1, 672, 406	1, 672, 406	1, 672, 806 ³⁵⁸	陸 奥	1, 729, 000	1, 729, 000		
3	85, 090	318, 095	318, 095	318, 095	318, 095	出 羽	870, 000	870, 000		
		85, 000	85, 000	85, 000	85, 000	若 狭	85, 090	85, 099	85, 174	29
		491, 410	ナ シ	491, 411	491, 411 ^{491, 411}	越 前	682, 600	682, 654	(680, 327余 680, 000	30
		355, 570	355, 570	355, 570	355, 570	加 賀	442, 500	442, 507		
		210, 000	210, 000	210, 000	210, 000	能 登	216, 800	216, 891	1, 192, 760	31

近世初期の石高と領知高

豊臣政権末期						国名	徳川政権初期			
(註)	参考高	秀吉公御検地帳	大日本66国図	当代記	日本賦税		日本国図	日本図	参考高	(註)
4	380,300	380,300	380,298.28	380,298	380,298 ³	越中	530,630	536,037 ^J	20,590	32
		390,770	390,770	390,770	390,770	越後	456,000	450,060		
		17,030	17,030	17,030	17,030	佐渡	25,090	20,599		
		263,887	263,887	263,887	263,887	丹波	280,570	280,570		
		123,000	110,784	110,784	110,784	丹後	123,170	123,170		
		114,235	114,235	114,235	114,235	但馬	123,900	123,960		
		88,500	88,500	88,500	88,500	因幡	131,600	131,649	122,000	33
		109,047	100,947	100,947	100,947	伯耆	175,030	175,032	175,000	34
5	186,000	186,650	186,650	186,650	186,650	出雲	223,400	223,477	▽235,000	35
		4,980	4,980	4,980	40,980 ^{40,980}	隠岐	11,800	11,802	▽11,000	36
		111,770	111,770	111,770	111,770	石見	137,300	137,370		
6	186,000	358,540	358,534	358,534	358,534	播磨	521,300	521,300	186,500 (280,200 286,000)	37 38
		186,017	186,017.7 (内児島8,374)	186,017.7	186,018	美作	227,700	227,715		
		221,762	221,762	221,762	221,762	備前	286,200	286,200		
		176,929	176,929	176,929	176,929	備中	227,800	227,894		
7	△400,000	△186,150	186,150	186,150	186,150 ¹	備後	238,830	238,838	○498,000余	39
8	・298,000	・167,820	167,820	167,820	167,820	周防	164,400	164,420	*298,480	40
		△194,150	194,150	194,150	194,150	安芸	259,300	259,384	○	
9	130,000 余	・130,660	130,660	130,660	130,660	長門	134,050	134,059	*	
10	186,000	143,550	143,550	143,550	143,550 ¹⁴³	紀伊	395,200	395,247	70,180 186,750	41 42
		62,440	62,104	62,104	62,104	淡路	63,600	63,621		
		183,500	▽184,500	183,500	183,500	阿波	186,700	186,753		
		126,200	126,200	126,200	126,200	讃岐	171,800	171,815		
		336,200	336,200	336,200	366,200 ³	伊予	381,600	381,640		
		98,020	98,002	98,002	98,200 ⁰⁰²	土佐	202,600	202,626	202,600	43
11	189,755	335,690	325,695	325,695	335,690 ^{325,695}	筑前	522,500	522,512	522,512	44
		266,000	265,998	265,998	265,998	筑後	302,080	302,085	302,000	45
12	420,000	140,000	140,000	140,000	140,000	豊前	321,600	321,683		
13	(309,902)	418,313	418,313	418,313	418,313	豊後	378,500	378,592		
		309,935	309,935	309,935	300,935 ⁹	肥前	561,400	561,437		
14	271,688	341,220	341,220	341,220	340,220 ¹	肥後	572,900	572,989		
		120,187	120,187.44	120,187.44	120,088 ⁷	日向	288,500	288,589		
15	283,488	283,488	283,488.74	283,488.74	283,482 ⁹	薩摩	315,000	315,251	314,805	46
16	175,057	175,057	175,057.23	175,057.23	175,057	大隅	170,800	170,828	170,833	47

第 1 表 参 考 高 史 料 名

註番号)

- 1) 摂津一国高御改帳并領主村名附 (甲陽文庫史料集第 2 集)
- 2) 慶長 3 年浅野長政・幸長父子知行目録 (『大日本古文書』家わけ第二浅野家文書)
- 3) <若狭県郡志>
- 4) 文禄 4 年<天正記> (『越中史料』巻 1, p. 50)
- 5) 『新修島根県史』 (近世上, p. 501)
- 6) <国主・城主記> (『大日本史料』第 12 編の 3, p. 711)
- 7) 益田元祥覚書 (『大日本古文書』毛利家文書之四, 1557 号)
- 8) ・ " (")
- 9) 慶長 3 年益田元祥自筆書状 (")
- 10) <国主・城主記>
- 11) 松井文書
- 12) 駒井日記
- 13) 天正 18 年肥前国龍造寺藤八郎知行割之事 (『佐賀県史料集成』)
- 14) <日向国史>
- 15) 文禄 4 年秀吉朱印状 (『薩藩旧記雑録』後編, 巻 34)
- 16) " "
- 17) 紀伊・大和・河内・伊賀・山城・伊勢六ヶ国絵図 (『日本古地図大成』)
- 18) " "
- 19) " " : 慶長 10 年摂津国高頭之目録 (西宮市立図書館)
- 20) " "
- 21) " "
- 22) " " : 慶長 13 年家康知行宛行状 (『徳川家康文書の研究』下巻之一, p. 560)
- 23) " "
- 24) " "
- 25) 慶長 7 年<甲斐国志> (『古事類苑』政治部四, p. 51)
- 26) 慶長 11 年 里見家分限帳 (内閣文庫: 『改訂史籍集覧』第 10 冊)
- 27) 紀伊・大和・河内・伊賀・伊勢六ヶ国絵図 (『日本古地図大成』)
- 28) 慶長 10 年 金森素玄領飛騨国石高帳 (『岐阜県史』史料篇近世一, p. 231)
- 29) 慶長 10 年<若狭守護代記>
- 30) 越前国絵図 (『日本古地図大成』): 『福井県史』 (第二冊第二編, p. 5)
- 31) 慶長 19 年先判 (『石川県史』第 2 巻, p. 7), (『越中史料』巻二, p. 206)
- 32) <佐渡国誌>
- 33) <因幡民談記> (『鳥取藩史』第 4 巻, p. 2)
- 34) <徳川実紀>第一編, p. 485

近世初期の石高と領知高

第 1 表 参 考 高 史 料 名

注番号)

- 35) 慶長10年出雲・隠岐指出高<国主・城主記>
- 36) 慶長12年検地高(永海一正氏『近世隠岐島史の研究』p.19)
- 37) 元和3年先判(『寛文印知集』)
- 38) 備前国九郡絵図(『日本古地図大成』):<国主・城主記>
- 39) ○益田元祥覚書:<国主・城主記>
- 40) *周防長門石高注文案(毛利家文書, 山口県立文書館)
- 41) 元和3年先判(『寛文印知集』)
- 42) "
- 43) <徳川実紀>
- 44) 慶長10年筑前判物高控(『大日本史料』第12編之3)
- 45) 慶長16年禁裏御普請帳
- 46) 鹿児島県史第2巻
- 47) "

備考 ~『日本賦税』のルビの数字は, 原史料訂正分である。但し1石未満は四捨五入した。

史料: * 豊臣政権末期~「大日本六十六国并二島絵図写本」(東京大学附属図書館青州文庫), 『当代記』

(『史籍雑纂』第二), 『日本賦税』(『日本国総目録』内閣文庫)

「前関白秀吉公御検地帳之目録」(東京大学史料編纂所蔵。但しルビの数字は南葵文庫本(東京大学附属図書館蔵)による。)他に『豊年税書』所収の国高疑問点が多いので採らなかった。

* 徳川政権初期~〔日本総図〕資料

- | | |
|--|---|
| ○日本国之図…慶安4年刊(京都大学図書館蔵『日本古版地図集成』) | 1 |
| " …寛文6年刊(三井文庫蔵) | 2 |
| ○日本図屏風…慶安2年頃カ(雑誌『太陽』160号, 下郷伝平氏蔵) | 3 |
| ○日本図…寛文6年刊(三井文庫蔵) | 4 |
| " …「家光所用日本図世界図屏風」(別冊『太陽』8号, 護光院蔵) | 5 |
| 本朝図鑑綱目…貞享4年刊(『日本古版地図集成』) | 6 |
| 扶桑国之図…寛文2年刊(『 " 』) | 7 |
| 日本図…寛文年間(三井文庫蔵) | 8 |
| 日本鹿子…国会図書館・内閣文庫蔵 | 9 |

「此比諸国知行之高帳之事」は文禄三年頃のものであり、『日本賦税』⁹⁾は慶長三年戊戌八月日の日付けを有していることから、3点ともさほど成立年代のずれはない。そのことは、第1表に表示した石高自体を比較したとき、僅かに4例を除いてあとは全く同一高であることに、資料の同一系統性が現われている。

なお「前関白秀吉公御検地帳之目録」⁶⁾は丹後国で12,216石、伯耆国で8,100石、筑前国で9,99石の差違を示しているが、あとは殆んど一致しているとみてよく、やはり前掲の3点と同一系統のものと考えてよからう。

そこで、その国高の内容について若干の検討をしておこう。まず第1表の前掲4資料の国高について、寓目した限りでの同時代の知行目録・宛行状等を中心に「参考高」を挙げて比較しておいた。それをみると、例えば豊臣政権末期の日向国々高について、『日向国史』下巻は、271,688石を挙げているけれども、第1表の3資料は120,187石としている。後者の石高は、『後編旧記雑録』巻三四の「目録之事」⁷⁾によれば、文禄四年太閤検地の結果島津氏へ発給された「日向国之内諸県郡」の知行分と一致する。同様な事例は、肥前国々高の場合についても天正十八年の龍造寺藤八郎知行分と殆んど一致するところにもみられる⁸⁾。そのような事情は他の国高についてもひとつひとつ検証される必要があるが、現在のところ全般的に検討する余裕がないので、問題を今後に残したまま一応諸大名の指出高を何らかの形で採録したものとしておきたい。

他方、徳川政権初期の国高としては、慶安～寛文期に板行された各種の「日本絵図」記載の国高を参考とし、三分一近くの国高で違いをみせる「扶桑国之図」・「日本図」(7・8番)を

除いて、残りの中から二種類の国高のみを表示した。「参考高」と比較した場合、これはほぼ相関関係にあるとしてよからう。

さて豊臣政権と徳川政権の検地の差違については、従来も太閤検地は具体的な再生産構造とかけはなれた形で小農を把握しており、徳川検地は太閤検地の成果を吸収して生産物地代搾取の確定のためにのみ施行されたとしているが⁹⁾そのような両政権の性格の差は、「御前帳」作成の過程で各国の石高把握にも表われたものと考えられる。

天正期「御前帳」の作成に関しては、地方功者の抜擢による石高調査がひとつの特徴をなしている。例えば丹波の太閤検地について江戸中期の「先祖覚書」¹⁰⁾によれば、「太閤様御検地ニ而、片桐市正殿検地御奉行、地方功者もの有之者、罷出ハ様ニと御触御座ハニ付、此三郎左衛門罷出御目見へ仕、近国御手伝仕、京都迄御召連被遊、禁中様ニ而四十七日相詰、日本之高揃仕、」とあり、朝廷に47日も詰めて「御前帳」作成に従事したという。

また日向国について「綾新右衛門尉トテ日向国ノ田地ニ委キ者アリ。羽柴秀吉ヨリ召出サレ諸家ノ知行ヲ割ラシメラル。」¹¹⁾とあって、前述の三郎左衛門と同様に石高調査に抜擢されて従事したことが知られる。この綾新右衛門は、天正十九年十一月十三日作成の「日向国五郡分帳」¹²⁾にも署判があり、さらにその「御前帳」作成については「綾新右衛門絢成日向一国の帳持居たるに付召出、五ツに分る時、県高橋殿新右衛門に手を入、県領触分たるにては千石綾にとらするそと仰にて、佐土原領ニ成、穂北・三宅より下り城近ク現王迄、新右衛門懇望にて県領となす、」¹³⁾と、県藩主高橋氏の買収に応じて自由裁量を働かせたという。ところで天正十九

年段階で諸大名の指出を徴していることはすでに知られているところであり¹⁴⁾、他方高頭その他小物成に至る迄の指出を徴するに当って百姓より起請文を徴していることも報告されており¹⁵⁾、豊臣政権下での石高調査は、形態的には戦国大名の検地が「名主得分の否定」という見地から基本的にはいわゆる「百姓指出」方式をとったこと¹⁶⁾と共通する側面をのぞかせているのである。即ち、豊臣政権は一方で諸大名の指出を徴収しながらも、その検討のために地方功者や百姓の指出を徴収しなければならない権力構造を有していた。

それに対して、徳川政権の「御前帳」作成に際しては、奏者を勤めた津田小平次秀政・西尾隠岐守吉次、御使番であった牧助右衛門長勝・犬塚平右衛門忠次等がその任に当っており¹⁷⁾、「御前帳」作成の狙いが石高から物成高への普請役の賦課基準の変更にあったことは諸家の史料¹⁸⁾から知られているところである。

豊臣期と徳川期とでは、「御前帳」の作成に際しても、前者が第三者の作合い否定の見地から諸種の指出を徴収せざるを得なかったのに比して、後者は、公役負担の可否という見地から諸大名のみの指出を徴収するという、作成基準の微妙な差異を見せている。従ってそれらを同列に置いて比較することはいろいろの問題を生ぜしめることになるが、それにも拘わらず国高の比較を敢えて行なうのは、両政権の石高を通じての権力編成の差異を複合した形で取り出せるかもしれないという期待からである。

三 近世初期の石高と権力編成

さて第1表で両期の国高を比較した場合、第一に豊臣政権末期よりも徳川政権初期に国高が

減少している地域として、畿内4カ国とその周辺伊賀・尾張2カ国、それに上野・周防・豊後・大隅国等が挙げられる。

第二に2倍以上の国高増加をみる国として出羽・安房・隠岐・土佐の4カ国がある。

第三に、1.5倍以上の増加をみせる地域として、紀伊・伯耆・筑前・豊前・肥前・肥後という西国が問題となる。

(1) 畿内諸国の石高

まず第一の地域について、畿内4カ国の様相を検討しておこう。「慶長三年蔵納目録」によれば、豊臣氏蔵入地の四分三は畿内・近江・尾張に集中しており、なかでも畿内5カ国の場合国高中に占める比率は46%弱という高率を示し、そのことは畿内において大名領が少なく大坂城々領としての性格と、中世以来の荘園領主的土地所有が温存されているという歴史的特質の反映とみられるが¹⁹⁾、その後大阪の陣をへて元和五年大坂城代制の創始の前後より畿内における豊臣体制から徳川体制への移行が完成して例えば摂津国における徳川幕府の直轄地は全村高の53.2%を占めたという²⁰⁾。両政権ともに畿内の掌握を重視していたことが窺われるが、そこでの村高の変動は非常に静態的であり、尼崎藩戸田氏鉄領における文禄三年検地高と慶長十年国絵図村高を比較した場合、28カ村中全く村高に変動をみないものが17カ村もあり、他もその殆んどは僅かの差しか示していない²¹⁾。

ところで、「摂津一国高御改帳并領主村名附」(以下「高御改帳」と略称)の作成年代について八木哲浩氏はその奥付にある天正十九年を排して、その史料に記載されている領主名や村高・村名から元和三年前半期の状況を録したものと推定されているが、村高からみた年代推定は必ずしも明確ではなく、八木氏自身「多くの村

第2表 摂津国の文禄検地高

郡 村 名		文 禄 3 年 朱 印 状 高				高 御 改 帳
		先 高 (A)	出 米 (B)	B/A	計(A+B)	
摂 州	豊嶋郡栢野村	1,800石	91石340合	5.1%	1,891石340合	1,891石333合①
	能勢郡木代村	542. 700	279. 090	51. 4	821. 790	821. 790
	“ 東郷田尻村	801. 250	648. 700	81. 0	1,449. 950	1,449. 950 ②
	“ 東郷内余野村	421. 740	174. 430	41. 4	596. 170	596. 170
	“ “ 吉川村	170. 000	92. 640	54. 5	262. 640	262. 642
	“ 切畑村	542. 700	303. 560	55. 9	846. 260	846. 263
	“ 川尻村	140. 000	144. 160	103. 0	284. 160	284. 160
	“ 倉垣村	(688. 600)*	264. 870	38. 5	(953. 470)	953. 470
	“ 吉野村	170. 000	33. 980	20. 0	203. 980	204. 500

(備考) ①は「坊ノ嶋・いな村・西宿久・かや庄・けい村・今宮・はな村・石尾」分であり、②は「山内村・藤森・田尻・石原」分である。*印の先高は「島津家文書之一」444号文書には208石6斗とあるも、同443号文書には688石6斗とあるので、後者を採用した。

史料：『大日本古文書』家わけ第十六，島津家文書之一，443・444号文書。『摂津一国高御改帳并領主村名附』（甲陽文庫史料集第二輯）

々においては、そこにしるす村高が元和三年当時の村高であると同時に、慶長以前の村高、おそらくは文禄の太閤検地の高を表現しているものと考えられるのである。」²²⁾と記されているほどである。今ここで、「高御改帳」村高の年代について全般的に検討を加える余裕はないが、第2表で文禄三年十月十七日の豊臣秀吉朱印状²³⁾と比較してみると、その知行方目録は先高と出米とよりなり、その合計額は二、三の微細な差を除いて、殆んど一致している。その先高は天正十六年七月五日の豊臣秀吉知行方目録と完全に一致するのであり、そのことからして天正期に設定された村高が文禄三年の検地で大幅に増加したことを知りうる。その摂津国総高は、「高御改帳」によると、必ずしも郡高・国高の計数は一致しないが、大よその傾向を知るために掲げれば357,691石3升となる。ところで一方、慶長十年「御前帳」指出の際に添付されたと思われる「摂津国絵図」²⁴⁾によると国高

は290,068石6斗であるが、「此外六万千八十石關郡」とあり、註記によって摂津国の減石の内、東成郡分は「河内国御帳入」の出入によって生じたものではあるものの、その大部分は「關郡」のためであることが知られる。それは有馬郡名来・下山口・上山口・中野・船坂・生瀬村等の事例にみられるような10%～30%の欠損高²⁵⁾によるものであることが推測されるが、いずれにしても慶長十年の「摂津国絵図」の石高記載を信用する限り、文禄期において35万石余の国高を推定することは不当ではなかろう。第1表における摂津国高の減少を以上のように理解するとき、欠損高が直接に表に現われてくる点に、畿内地方の特異性を見出しようと思う。

畿内幕府領の慶長検地については、その内容がさほど明らかでないが、関ヶ原役後、慶長十年頃迄は検地による石高打出しはさほど厳しいとは思われない。しかし慶長十年代に入ると徳

川方であろうと豊臣方であろうといずれも積極的な打出しを行ない、たとえば摂津国有馬郡7カ村は慶長十五年52%~127%の増石を示している²⁶⁾。また豊臣氏領の慶長検地についても、河内国渋川郡3カ村の事例を検討すると、慶長十七年33%~57%の打出しを行なっている²⁷⁾。この片桐且元による検地が同一時期に摂河全域にわたって実施されたものではなく、また施行された村でも寛嚴の差があったので一般化することは危険とも考えられるが、しかし片桐且元が大久保石見守・米津清右衛門等と並んで摂河泉の国奉行である以上、その動向は必ずしも無視しえない。慶長十七年十二月廿五日家康が「近江・美濃・大和等ノ諸給人及ビ社寺ニ令シテ」慶長五年以来の「所領ノ旧券ヲ呈セシメ、尋デ、更ニ朱印状ヲ交付」したこと²⁸⁾とあわせて検討すべきことであろう。

ともかくこれらの5割前後に及ぶ増石の傾向が、慶長期のものと考えられる「日本国之図」国高を100としたときの正保郷帳高の指数（第3表）に殆んど現われてこないことは注目に値しよう。関ヶ原役以前の著しい増石が役後慶長十年の「御前帳」指出に際して陥落させられ、その後正保郷帳の作成に至る迄の増加分が表高として現われてこない畿内地方の錯綜した政治勢力図が透視されてくるように思われる。

同様な事情はより後進的な関東諸国においてもうかがえるところである。関ヶ原役後、総じて大名数が減少し、同時に徳川氏の直轄領ないし旗本領の拡大がみられたという。しかし、関東農村の慶長期における検地帳は、貫高制の存在や分付記載、大半小制の使用がなお残されているのであり、そのことは徳川政権が軍事的緊張の裡にあって軍役量の確保を体制的に必要としていたからであり、軍役としての農民夫役を

有効に徴収するための妥協策でもあったという²⁹⁾。また関東入部後、慶長期に到る徳川氏の関東直轄領の支配をみると、後北条氏治下では一般化しなかった永高制を「近世的」な徴租法に改変し、或いは平野部の農村においては石高制を強制するような柔軟な政策がとられていたというのが³⁰⁾、以上みてきたような徳川政権の在地構造に対する対応は、必ずしも石高制を形式的に整えることを緊急の課題とせず、それが第1表にみられるような関東諸国の国高の静態性としても現われたものと考えられる。

（2）出羽国の石高

そのような国高の変遷上停滞をみせる地域として東北地方の諸国が存在するが、その中で唯一の例外をみせる出羽国の場合、むしろ第1表における豊臣政権末期の国高に問題があると考えられ³¹⁾、一概に徳川政権初期の国高と比較は出来ない。

そこで慶長七年常陸から羽後に国替えを命じられた佐竹氏について簡単に触れておこう。出羽地方における豊臣期の検地については、おそらく指出を徴収して100石700文=7斗の換算基準と、天正十八年「出羽国検地条々」の斗代、同年の「御検地目録帳」の石盛等によって石高を算出したと考えられているが³²⁾、そのような状況は慶長七年佐竹氏入部時にも変わりはなかったことであろう。佐竹氏が羽後を宛行われた時の判物は「出羽国之内、秋田・仙北両所進置候、全可有御知行候也」³³⁾とあり、その石高は不明であるが、後代の正保郷帳高でさえもが両郡高は115,748石余でしかなく、また慶長七年六月晦日の吉川広家自筆書状³⁴⁾には「常州佐武事ハ国易被仰出、七八十万石所勤候人にて候を、出羽へ被遣、十万石之辻拝領之由候」とあって、国替え自体、相当に厳しい措置であっ

第3表 近世前期における国高の変遷指数

道 ・ 国 名		正保郷帳	元禄郷帳	道 ・ 国 名		正保郷帳	元禄郷帳
畿 内	山城	100.0	103.8	山 陰 道	越後	134.2	179.1
	大和	103.4	112.7		佐渡	98.9	519.6
	摂津	129.1	135.0		丹波	103.3	104.6
	河内	85.8	89.5		丹後	100.0	118.4
	和泉	114.9	116.6		但馬	104.2	105.5
東 海 道	伊賀	99.7	99.7	山 陽 道	因幡	113.6	129.7
	伊勢	108.4 102.2	108.4		伯耆	97.3	111.1
	志摩	123.9 112.7	112.7		出雲	113.5	126.5
	尾張	100.3 93.0	100.3		隠岐	98.3	103.1
	三河	100.3	109.5		石見	101.5	103.8
	遠江	100.2	117.4	山 陽 道	播磨	107.9	109.1
	駿河	111.1	138.2		美作	81.9	113.9
	伊豆	110.6	116.4		備前	97.9	101.1
	甲斐	100.7 102.2	105.4		備中	103.9	142.4
	相模	113.6	133.0		備後	104.1	123.8
	武蔵	116.9	139.1		周防	123.3	123.3
	安房	100.7	102.1		安芸	102.2	103.9
	上総	—	103.4		長門	123.9	123.9
	下総	113.2	144.6	南 海 道	紀伊	100.8	100.6
	常陸	111.7 111.6	120.0		淡路	110.4	110.7
東 山 道	近江	100.0	100.6		阿波	100.0	103.8
	美濃	104.9	110.9		讃岐	101.0	108.5
	飛騨	100.2	114.9		伊予	104.9	112.5
	信濃	100.3	112.6		土佐	100.0	132.5
	上野	110.1	126.5	西 海 道	筑前	100.0	116.2
	下野	122.6	146.9		筑後	100.0	109.7
	陸奥	82.8	111.2		豊前	100.0 72.0	85.1
	出羽	111.0	129.5		豊後	100.0	97.6
北 陸 道	若狭	100.0	103.8		肥前	100.0	101.9
	越前	91.1 99.9	100.2		肥後	100.0	98.4
	加賀	95.6	99.0		日向	100.0	107.4
	能登	103.8	110.3		薩摩	100.1	100.0
	越中	110.5	114.0		大隅	100.0	100.0

(備考) 本表の指数は「日本国図」国高(第1表参照)を100としたときのものである。

史料:「郡村石高帳」(菊池利夫氏『新田開発』所引)、「村高比較表」(『総合地方史大年表』所引…ルビ分)

近世初期の石高と領知高

たことが窺える。しかしそれでも、「于今、最上にて、何程高を被下候と、仰出者無之候間、定て替地小分に可出候間、五十石・百石取の給人、又、諸在郷手分之給人は、召連事者、なるまじく候」³⁵⁾と憂慮していた佐竹氏にとって、秋田・仙北2郡を宛行われたことは、文字通り安堵した思いであったろう³⁶⁾。一カ月後の書状では「秋田・仙北、菟角検地なくてはならざる事に候」と意欲をみせている。しかし慶長七年の土田生米の査定は、慶長八年の前方一揆によって中断され、その後慶長十五年より同十七年までに渋江政光による検地が実施されたという³⁷⁾。現存する検地帳が慶長十九年のものであることと³⁸⁾矛盾するが、いずれにしても慶長十六年禁中造宮に際しての佐竹右京大夫の普請役高^(義宣)18万800石とあわせ考えると、検地以前にすでに役高があり、その役高の内容は、佐竹氏国替以前の領知高(秋田・戸沢・小野寺・六郷・本堂・由利諸氏の朱印状高合計³⁹⁾)185,400石と近似していることに注意しておこう。慶長十六年の役高に比して寛文印知迄に14%弱の増加しか見ないことは、先述したように第1表の豊臣政権末期の出羽国高に疑問が生じることとなる。

(3) 隠岐国の石高

次に第1表において2.37倍の増加を示す隠岐国高について概観しておく。

天正十九年秀吉の「知行方目録之事」⁴⁰⁾によれば、隠岐国は羽柴吉川侍従に宛行われておりその石高表示はなされていない。その後、慶長四年私検地が行なわれたが、現存の「隠州別府検地帳」⁴¹⁾による限り、田品の四等級制、分米記載、1反=300歩制が採用されながらも、畠方では貫高制を併用し、また「名」記載を残すなど、必ずしも石高制が貫徹していない。それが

第4表 隠岐国別府村の田畠数と石高

	慶長4年	慶長18年
田数	5町9反7畝25歩	3町8反5畝18歩
米	69石170合8勺5才	44石012合
平シ	(1石156合7勺)	1石143合7勺 (1石140合2勺)
畠数	46町6反5畝15歩	54町2反7畝
貫高	70貫311文	67石143合
平シ	(172合1勺4才)	123合7勺2才
合米高	149石485合8勺5才*	111石245合

(備考) *の内10石は塩釜分。()は筆者の計算による。

史料：『新修島根県史』史料篇2近世(上)、永海一正氏『近世隠岐島史の研究』

第5表 隠岐国の反平シ高(貞享5年)

	島前2郡		島後2郡	
	田方	畑方	田方	畑方
1石4斗以上			1カ村	
1石3斗～	1カ村		1	
1石2年～	4		6	
1石1斗～	4		25	
1石～	2		5	
9斗～	2		4	
8斗～			3	
7斗～			1	
3～4斗				1カ村
2斗～				6
1斗5升		8カ村		17
1斗～		5	1	23
平均	1石240合6勺	165合3勺	1石129合8勺	158合2勺

史料：「増補隠州記」(『新修島根県史』史料編2、近世(上))

慶長十八年の堀尾検地に至ると、貫高制の廃止、「名」記載の消滅、無年貢の三畝屋敷を配分された本百姓設定等、石高制は貫徹したかのである⁴²⁾。しかし第4表で別府村の事例を検討してみると、豊臣政権末期の検地に比べて、徳

川政権初期の石高は田畠共に減少しており、ことに一反当り「平シ高」が減少していることは石盛の低下を意味すると考えてよい。今その他の事例を検討する余裕はないが、後の時代の隠岐国全体の反当り平シ高を第5表で見ると別府村の平シ高は平均的と考えられ、従って第1表でみられるような2倍以上もの石高増加がなされたとは考えられない。隠岐国高がどのような事情で激増したかは今後の研究に俟つとしても国高が村高と異なる基準で設定されたのか、両期のいずれかの国高に問題が生じることとなる。第二の地域では、以上の外に土佐国高を検討しなければならないが、便宜上第三の西国地域に含める。

(4) 西国の石高と普請役高

さて西国は全般的に外様大名の勢力が強く、朝尾直弘氏によれば、徳川家門・譜代の前線が備後福山から一挙に瀬戸内海を西進し、豊前・豊後を譜代大名によって制圧するのは、寛永九年肥後の大名加藤氏の処分以後のことだとされているが⁴³⁾、そのような外様大名優越の状況にある西国で、幕府が統一的知行体系を確立するためには、「際限なき軍役」としての普請手伝を外様大名に賦課し、「か様の普請を以、乱世の武事と准する御奉公の第一」⁴⁴⁾ という権力編成を達成することが必要であった。

幕府はすでに慶長六年末京都二条城の修築に着手し、同八年正月には諸大名に江戸の坊市経営と日本橋の架設を命じている⁴⁵⁾。さらに翌九年には江戸城修築用の石材搬出について10万石当り百人持ちの石1,120玉宛という石高基準の賦課がなされたという。その後慶長十一年江戸城修築の工事が着手されるが、その間にあって慶長十年になされた諸大名領・寺社領の石高・物成調査は、結果的には「御前帳」と国絵図の

作成に終わったが、その狙いが「幕府諸侯へ助役ヲ命セラルニ、以前ハ石高ニ依ラレシカ、以来ハ物成ノ多少ニ従」⁴⁶⁾ う所にあったことはすでに指摘されているところであるけれども、そこに豊臣政権下で設定された石高への、家康の認識を象徴するものがあると考えられる。即ち普請役賦課の基準を石高ではなくて物成で押え、負担能力を具体的に検討しようとする一つの方向模索の現われであろう。

第6表は、慶長期における普請手伝の主なものを掲出した。但し、慶長十二年の関東・奥羽・信越諸大名の江戸城修築と、慶長十六年の東国諸大名の江戸城修築、翌十七年の信濃諸大名の木材伐出については、主題から外れるため表示しなかった⁴⁷⁾。

第6表を一覧して指摘できることは、慶長期の主な普請役が、西国の外様大名に偏重していることである。ことに慶長十五年の名古屋城普請では、その傾向が顕著であると言えよう。

この普請役賦課を通じてみられる諸大名統制の傾向は、逸早く慶長九年七月の井伊直勝による彦根城建設にもうかがえる。彦根城築城については、「彦根之御城者、西国・中国の押へと申、京都近国ゆへ、直政を被差置候よし、(中略)西国・中国之人質を、佐和山まで御請取せ可被成御内意有之」⁴⁸⁾ とあり、西国の押えとしての軍事的政治的意義を担っていたことが明らかである。

この幕府の大名統制策の一環として、慶長十年、同十一年の江戸城修築は、^(関ヶ原役)「御一乱後大國役」⁴⁹⁾ であり、苛酷な課役を諸大名に強制するものであった。

この江戸城修築は、すでに慶長九年令達され石材・木材の徴発を行なったが、その石船を差出した諸大名は、第6表に表示した通りであ

る。例えば島津氏の場合、他の普請役は全て免除されたが、慶長十年石網船三百艘の建造を命じられていて、その廻着が出来ることを義弘はおそれ、忠恆に次のように書き送っている⁵⁰⁾。

態令啓入候、度々如申候、御当家之事、貴所迄及
廿代雖御家候、漸末^(慶長十一年)罷成候歟と存候、其謂は、
今年限、大事之儀迄つとひ候間、夜を日につき、肝
を被煎候共、生得国からよて、何事もはかゆかす候、
題目、石漕船も、大方出来たるも有之由候へとも、
未出船之由候、京泊^よは、帖佐方の船、少^す廻たる
由候、先今度之百五拾艘之儀も、貴所迄為聞召に相
替り、急^いは出船可難成様^よ、我等ハ承及候、左様
よて、縦江戸へ著船候共、時分後よて候間、御用^よ
不立なとて、無御受取候ハ、御代物ハ給置、不
届仕置なとて、世上之可為風聞候歟、左も候ハ終
ハ何とて成行申候哉、諸事御油断有間敷候

「夜を日につき、肝を被煎候共」生来のんびりした国柄で何事も進捗せず、このままでいけば20代に及ぶ島津家も終わりかと嘆息しており、結局300艘の内150艘を駿河国江尻へ廻送し、幕府へ差出したのである。このような幕府への配慮は、島津氏のみに限らないことで、後述するように、毛利氏や黒田氏等の場合でも石船の延着が「御公役一大事」となると恐れているのである。

これらの普請役が度重なるに従い、藩財政への圧迫も深刻となり、さらに慶長十五年名古屋城普請に際しては本高に3割増しの役高を賦課したため、諸大名の不平が高まった時、家康は「各土木は^よし聞給ひぬ、心次第^よ罷去り、溝を深し壘を高し、城^よ據て大旗のむかふを待へし」⁵¹⁾と威嚇しているが、それは普請役を「御奉公の第一」として、普請役負担の可否を、外様大名の領知高決定における重要な要素として幕府がとらえていたことをも意味するの

であろう。慶長十年石高・物成高を諸大名より指出させて「御前帳」を作成したあとでも、慶長期を通じて知行宛行状が発給されず、慶長十六年には近畿・中国・四国・九州の西国諸大名から誓紙を徴収したことは注目に値する（第6表参照）。それは、第一条において「如右大将家、以後代々公方之法式可奉仰之、被考損益而、自江戸於被仰出御目録者、弥堅可守其旨事」⁵²⁾という幕府による示威行為でもあった。他方後陽成天皇の譲位、後水尾天皇の即位と家康・秀忠の上洛、禁裏造営という一連の幕府権力の伸張過程で、西国の外様大名はその領知高について、幕府に対しどのような対応を示すのか、以下検討を加えよう。

◇萩藩

豊臣時代西国に君臨した毛利氏は関ヶ原役後8カ国より防長2カ国へ押し込められて、先収貢租返納問題や、家臣団の統制などその領国経営に苦しむが、萩藩成立期の石高変遷を表示すると第7表のようになる。

毛利氏は慶長五年十月家康起請文⁵³⁾で「今度周防長門両国進之置候事」と防長2カ国の安堵を得ているが、その石高表示はなされていない。萩藩では福原越後守が両国高として298,480石余を指出すように用意を整えていたというが、それは第1表の防長2カ国高で明らかのように豊臣政権末期の石高をそのまま継承していると言える。とすれば、その石高は、「山内広通給地付立起請文案」⁵⁴⁾にみられるような貫石高であると考えられ、第7表の①欄にみられる高い免率も納得のいくところがある。

ところで慶長九年二月三日本多正純書状⁵⁵⁾は毛利氏領国の絵図と居城の書付を家康へ提出し、その承認を得たことを記しているが、翌十年八月廿日には輝元より本多上野介・西尾隠岐

第6表 慶長期の普請役と石高

領 主 名	在 城 国 名	慶長8	慶長10	慶長11	慶長12	慶長13	慶 長 15	
		江戸市	石船	江戸城	駿 府 城		名 古 屋 城 普 請	
		中経営	差出	普 請	築造	再築	本 高	三割増高
相馬大膳大夫・利胤	陸 奥		○					
上杉 景勝	出 羽	○						
土屋平八郎・利直	上 総							
松平筑前守・前田利常	加 賀	○		壁			1,032,700石	1,342,510石
越前宰相・(結城秀康)	越 前	○			○			
(京極)若狭守・忠高	若 狭			?				
保科肥後守・正光	信 濃			本石				
金森出雲守・可重	飛 騨							49,923.2
遠藤但馬守・慶隆	美 濃			城廻り	○			
戸田三郎右衛門・尊次	三 河		○					
本多中書・(忠勝)	伊 勢	○						
富田信濃守・知信	"		○					
古田兵部少輔・重勝[大膳大夫重治]	"		○	本石				
稲葉藏人・康純	"		○					
片桐市正・且元	大 和		○					
小出大和守・吉英								
成瀬小吉・正一	伏見城 留守居		○					
小堀作助・政一	国奉行		○					
米津清右衛門・正勝	"	○	○					
山崎左馬助	摂 津	○						
浅野紀伊守・幸長[但馬守長晟]	紀 伊		○	壁			374,300	
有馬玄蕃頭・豊氏	丹 波	○		壁	○			
前田主膳・(茂勝)	"	○						
京極修理・高知	丹 後			壁				
池田三左衛門・輝政[武蔵守玄隆]	播 磨	○	○	壁	○		807,500	
脇坂中務少輔・安治	淡 路		○		○			
池田備中守・(長吉)	因 幡	○						
中村伯耆守・忠一	伯 耆	○		壁				
加藤左近大夫・貞泰	"							
堀尾帯刀・可晴[山城守忠晴]	出 雲	○		壁				
森美作守・忠政	美 作		○		○	○		
池田左衛門督・忠継	備 前			?				

近世初期の石高と領知高

年	慶長16年		慶長19	慶長10年	慶長12年6月15日書上			寛文印知 記載分
手伝	禁中造營	誓	江戸城 石垣修築	「国主・城主記」 指出高	「御知行物成覚」			
坪数役高	役高	紙			知行高	物成	免率	
1,342,529石 49,646	300,000石		○		1,192,767石5 670,000 38,764 54,780	366,762石6 234,500 12,159 26,294	30.7% 35.0 31.4 48.0	前々高 38,764.4
	1,033,000							
	680,000	○						
	92,000	○	○					
	38,700	○						
	25,300		○					
	10,000							
	100,000							
	110,000							
	54,800		○					
45,700								
112,076 893,400	30,000		○		30,050 374,245 108,359.6 50,000 123,170.2 807,500 33,000 65,030 175,032 223,477.1	13,020 181,105.9 32,507.6 20,753 62,282.9 298,948.5 12,545 26,012 75,263.9 96,382.8	43.3 48.4 30.0 41.5 50.6 37.0 38.0 40.0 43.0 43.1	元和3年 186,500
	53,000		○					
	3,000							
	12,000							
	35,000							
	374,000	○	○	374,000				
	108,400		○					
		○	○					
	808,000	○	○	286,000				
	70,000		○					
	65,000	○	○					
	60,000		○					
	235,000	○	○	235,000				
		○	○	227,000				
		○						

領 主 名	在 城 国 名	慶長8	慶長10	慶長11	慶長12	慶長13	慶 長 15	
		江戸市	石 船	江戸城	駿 府 城		名 古 屋 城 普 請	
		中經營	差 出	普 請	築造	再築	本 高	三割増高
羽柴左衛門大夫・福島正則	安 芸	○	○	壁			498,200石	
毛利藤七郎・秀就	周 防	○	○	本壁	○	○	200,000	
吉川左京・広家	〃			本	○			
蜂須賀阿波守・至鎮	阿 波	○	○	壁	○	○	186,700	
生駒讃岐守・一正	讃 岐	○	○	壁			85,900	
加藤左馬助・嘉明	伊 予	○	○	壁			191,600	
藤堂佐渡守・高虎	〃			縄・壁				
山内土佐守・一豊〔忠義〕	土 佐	○	○	本石壁	○	○	202,600	
黒田筑前守・長政	筑 前	○	○	天・壁	○	○	310,000	403,000石
田中筑後守・忠政	筑 後		○	壁			302,000	392,700
羽柴越中守・細川忠興	豊 前	○	○	壁		○	300,000	390,000
木下右衛門大夫・延俊	豊 後			虎石		○	30,000	39,000
竹中伊豆守・重利	〃		○			○	20,000	26,000
稲葉彦六・典通	〃		○			○	56,000	65,078
毛利伊勢守・高政	〃		○				19,000	24,700
中川修理・(秀成)〔内膳久盛〕	〃	○						
寺沢志摩守・広高	肥 前		○	壁			95,000	123,689.8
鍋島信濃守・勝茂	〃		○	壁	○		357,000	464,146.8
松浦法印・鎮信〔肥前守隆信〕	〃		○			○		
有馬修理大夫・晴信	〃		○		○			
大村 喜前	〃							
加藤肥後守・清正〔忠広〕	肥 後	○	○	壁			520,000	
秋月長門守・種長	日 向		○			○		
島津以久〔左馬頭忠興〕	〃					○		
伊東修理大夫・祐慶	〃		○			○		
島津陸奥守家久	薩 摩		○					
尼崎又次郎(商人)	堺	○	○					
羽柴藤三郎	不 明	○						
下野守	〃	○						
史 料 番 号		1	2・8	3	4		5	

*備考 慶長11年分の壁は石壁築造、本は本丸営築、本石は本丸石垣築造、天は天守台築造、虎石は虎ノ門石を掲出した。

慶長13年分には諸材献上・運送分を含む。慶長15年「坪数役高」とは大名受持の町場坪数を1万石=38領主名の欄の()は筆者が補ったもの、[]は普請役が2代にわたった場合の次代の領主名であ

近世初期の石高と領知高

年	慶長16年		慶長19	慶長10年	慶長12年6月15日書上			寛文印知 記 載 分
手 伝	禁中造営	誓	江戸城	「国主・城主記」	「御知行物成覚」			
坪数役高	役 高	紙	石垣修築	指 出 高	知 行 高	物 成	免 率	
498,315石	500,000	○	○	369,000	498,233	240,206.2	48.2	元和3年 369,411
200,000	300,000	○	○	293,000	298,400	217,890	73.0	
186,700	187,000	○	○	186,000	186,753.5	59,288.6	31.7	元和3年 202,626
894,750	171,800	○			171,815	48,108.2	28.0	
191,604	191,600		○		191,615.4	86,129.7	44.9	
	220,000		○					
202,613	203,000	○	○		202,626.5	70,919.2	35.0	
402,989.5	490,000	○	○	慶長5年123,000 116,000	490,000	160,474	32.7	元和3年 502,416
392,713	302,000	○	○		302,085	132,789	44.0	
390,000	400,000	○	○		399,599.6	136,000	34.0	
39,004	30,000				30,000	9,000	30.0	
26,003	20,000		○					
64,134	50,000		○		50,060	18,074	36.1	50,000
24,700	19,000		○					
	70,000		○		70,440	26,690	37.9	70,440.2
124,482	117,000		○		116,975	54,829	46.9	
464,147	357,000	○	○		357,036	236,985	66.4	
	60,000		○	47,000	63,193	31,550	49.9	61,700
	40,000			40,000	21,827	54.6		
	25,000			25,000	25,068	13,997	55.8	
	520,000	○	○		519,891	277,071.1	53.3	
	30,000				30,000	12,000	40.0	
	28,500		○					30,070.7
	50,000		○		57,086	22,834	40.0	605,000
5	6	7	8	9	10			11

垣築造、縄は縄張り、？は不明の工事分担の内容を示す。また慶長16年の禁中造営役高は表記諸大名分のみ

坪1分5厘で換算した役高である。但し未進・過上分は加減した。
る。

第 6 表 典 拠 史 料

番号	史 料 名
1	『朝野旧聞哀藁』巻496, (『大日本史料』第12編之1, p. 104)
2	『 “ ” 』巻509・519, 「慶長見聞録案紙」下 (『大日本史料』第12編之3, p. 961～4)
3	『大日本史料』第12編之4, p. 751～776
4	『 “ ” 』第12編之5, p. 387～397
5	『当代記』p. 165, 「尾陽始君知」 (『大日本史料』第12編之6, p. 1022～1025)
6	「慶長十六年・禁裏御普請帳」 (『続群書類従』巻708)
7	「古蹟文徴」九 (『大日本史料』第12編之8, p. 152～156)
8	『東京市史稿』皇城篇第巻, p. 580～582
9	「国主・城主記」 (『大日本史料』第12編之3, p. 711)
10	「度支彙函」 (熊本大学永青文庫)
11	『続々群書類従』第九

第 7 表 萩藩成立期の石高

年 代	石 高 (A)	物 成 (B)	免 率 (B/A×100)	備 考
① 慶長5年	298,480石203合	217,890石400合	73.0	福原越後守被調置 ¹⁾ ・古高
② “ 15年	539,286	393,678.800	73.0	三井・蔵田再検石高
③ “ 18年	369,411.315	275,662.000	74.6	本多佐渡守・福原越後守談合石高
④ 寛永検地	656,337	328,168.800	50.0	熊野検地 (後のならし高)

史料: 「周防長門両国石高之次第」, 「周防国郷目録」, 「長門国郷目録」, 「慶長十年・同十八年御両国石高之儀御付出之扣并御朱印之写」, 「防長両国石高」, 「兼重蔵田御検地帳」, 「御両国石高並御算用一紙類御所務方小物成類」

第 8 表 慶長10年「御前帳」指出高の案文

	摘 要	石 高	免 率	物 成
1	兼泉ひかえの覚	296,374石203合	5ツ成	148,187石101合5勺
2	右之高頭ヲ四分上之再検ニ ²⁾	423,391.718.2	3ツ成半	“
3	江戸ニ而御普請配之覚	298,480	5ツ成	149,240
4	右之高頭ヲ四分上リ之再検ニ ²⁾	426,400	3ツ成半	“
5	(高頭)	300,000	5ツ成	150,000
6	右之高頭ヲ四分上リ之再検ニ ²⁾	428,571.428.6	3ツ成半	“

史料: 「両国物成高頭申上覚」 (山口県立文書館蔵)

(第7・8表の史料については, 秋沢繁氏・木村忠夫氏の御教示を得た。)

守宛に周防・長門石高頭を届出ている。その際輝元は第8表にみられるような6通の判物を認ためて, 福原越後守へ江戸で本多佐渡守とよ

く談合するように命じたが, それは次のような事情によるものであった⁵⁶⁾。

一此方之儀定ハ如此¹⁾、五ツ成より上之儀と後之公役

不可相成^ハ。是迄の公役と右之高辻ニ而物成つめの
きた無^ハ之。今度と物成高頭を以江戸御公役可被仰
付^(マ)由、福隠墨付之条就其如此申上置^ハ。然とも上
州御指南文之方存相違ニてハと存して、判紙式枚差
上^ハの間可有校量^ハ事

慶長十年「御前帳」の徴収に際して、先述したように物成高頭を基準にして公役を賦課することを幕府は令達しているので、毛利氏としては免率50%以上はその負担に堪え得ないことを怖れ、第8表のような案になったという。それによると物成高を148,187石から15万石までの間に押えるため、免率を50%又は35%にして石高を計出しているが、35%の免率の依拠するところは「黒筑領之物成、再検ニ^(黒田長政)三ツ歩ニ相定之由^ハ条、黒筑ノニ二分ニて三ツ成五分究」はいかがであろうかとしているのである。このように近隣諸国の動向を窺い、前引史料にもある通り幕閣の意向を受けて、結局は江戸での交渉に任せるため白紙の判紙2枚を渡している。萩藩の「御前帳」高は第6表の「御知行物成覚」等を勘案するとき、第8表の③欄高に落着いたようであるが、他方毛利氏の慶長十五年名古屋城普請役高は20万石、翌年の禁中造営役高は30万石とあり、必ずしも一定していない。

その後、萩藩では慶長十五年三井但馬守・蔵田与三兵衛が検地奉行として実施した再検で、1.8倍も打出しを行ない、しかも免率は73%に据置いたままなので、非常に苛酷な収奪となったことが窺え、「益田元祥覚書」⁵⁷⁾では「三井検地已来、両国百姓分散」し、「両国大分荒所出来」したという。一方萩藩はその539,286石の再検高を幕府に届出⁵⁸⁾が、それは次のような理由で幕府の認めるところとはならなかった。

(前略)然処ニ三井但馬・蔵田与三兵衛検地辻五拾三万石余有之通、本多佐渡守殿^ハ福原越後守を以被仰達^ハ得と、佐渡殿御返事ニ如此石高^ハ大分ニ御座^ハ而御役義^ハ難被成事たるへし、幸御隣国福嶋左衛門大夫殿御分国被為再検^ハ条、此上^ハ之程を被聞召合、凡其上^ハ程^ハ被成^ハ而被仰上可然之通、御内意之由^ハ

公役負担のことを考慮して隣国福島領の打出しの率と見合う程度にせよという本多佐渡守の指示で、結局慶長十八年八月第7表の③欄高が幕府へ届出られている。なおこれ又毛利氏のみ⁵⁹⁾の事例ではないが、判物の下付は元和三年に初めてなされたのであった。

元和三年の判物下付に至る迄の間、毛利氏の幕府への奉公については、非常な努力がなされたと考えられる。慶長十五年、同十六年の役高増加もその一端であるが、たとえば江戸城普請の際も、輝元が益田元祥にあてた書状⁶⁰⁾では金銀調達^ハの難しさが数かれており、また家康についても「今ほとハ、大御所様御氣みしかに候て各気遣之段尤^ハ存候、左様之儀^ハ付ても、此方之事、万無調法のミ^ハて、気遣^ハ此事候」と述べて、石積船の江戸廻着^ハをおくれていることを憂慮している。それは秀就の場合も全く同様であって、石船の延着が「御公役一大事」となるとさえ書き送っている程である。毛利氏は第6表で明らかなように大普請の度毎に手伝いを命じられ、その資金調達に奔走しているが、慶長十二年卯月には「駿府御普請被仰付之由候之条、万事手前之普請^{毛利氏江戸蔵田ノ普請}差置之、用意申付候」⁶¹⁾と全てに優先して公役負担の完遂を図っている。それは又詳細な普請に関する「法度」⁶²⁾としても表現されているところである。

◇土佐藩

土佐藩についてまず秋沢繁氏の研究⁶³⁾を要約

しておく。

豊臣政権下における土佐国高を記したと伝えられる後代編纂の史料は、98,000石を土台とする場合と、222,000石とするものに大きく二分できるが、慶長十九年の山内忠義書状案等から98,000石説が妥当であること、そしてその石高は、長曾我部地検帳の地積・地位の上に一定の基準で石高換算がなされたものであると推定されている。その一定の基準は領内私検の成果を踏まえたものでなく、戦国時代以来地高軍役制を採る長曾我部氏の場合、3,000人という既定の軍役人数に求められるとされている。

さらに慶長十九年江戸城石垣普請に際して、幕府の普請奉行へ提出された役高関係史料には「先土佐守拝領仕、^(慶長七年)とらのとし江戸地ぎょうをつき申御役」は、先例の如く9万8千石の役高をつとめたとして、次の「覚書」⁶⁴⁾を紹介されている。

知行高覚

一 貳拾万貳千六百石者 内検地之高

内出目拾万四千六百石也

残而

一 九万八千石者 たゞ今御役仕分 以上

慶長拾九甲子三月三日 松平土佐守
忠義(花押)

御普請奉行衆

さてこの史料で若干問題となるところは、慶長十九年現在で「たゞ今御役仕分」として98,000石を書上げていることである。第6表を参照する限り、慶長十五年、同十六年の普請役高は202,600石、203,000石であり、その役高負担の成果がそのまま元和三年の判物となって現われたと考えられることと矛盾するからである。慶長十年「御前帳」高を届出の際の沢勘右衛門書状⁶⁵⁾は、「御前帳物成之事、何と可仕と一豊様

へ得 御意いへ者、九万余石ニ仕いへと御意い間、其通ニ仕い、」と記しているが、その物成高は慶長十二年の「御知行物成覚」(第6表参照)に書上げられているものを遥かに上廻わるものであり、慶長十年の「御前帳」高では積極的に家格を高くしようという山内家の志向があったのではないかと想像される。それと関連して、『徳川実紀』(第一編)は、山内一豊が土佐入部の御礼を言上した時、所領の石高を尋ねられて凡202,600石と答えたところ、家康は大いに驚き「さては思ひしよりも小国なり。長曾我部が故太閤の臨駕の待もうけし有様。百万石ばかりにおもひしかば。賜ひしものを」と言ったという伝承を記しているが、そこには逆に山内家の期待も又こめられていたのではなからうか。慶長十九年「たゞ今御役仕分」として98,000石を書上げたことは、書式の問題はあるとしても、普請手伝に疲れ果てた一大名の姿を髣髴とさせるものがある。

◇福岡藩

次の福岡藩について普請役高と領知高との関連を検討しよう。

天正期の小早川検地は大半小制や分古銭など戦国期の記載様式を踏襲しながらも、石高表示がなされており、又その時に掌握された耕地面積は志摩郡に関する限り、慶長初期に至る迄さほど変化はない。関ヶ原役後、豊前國中津より筑前国へ入部した黒田長政は、慶長七年に検地を終了したと考えられるが、この検地では全藩的に田畠の畝数を31%以上も打出しており、ことに畠地の増加率が高いことなどを特色としている。福岡藩の後代の書上げから推測されるところでは、慶長七年の検地は田畠数の調査のみに終始し、石盛は慶長九年になされたのではないかと思わせるふしがある。慶長期の石高につ

いて記した諸書に共通しているところを引用しておこう。

(前略) 三十万石余ヲ御検地を以五十万石余ニ長政公被遊、御検地竿御入御打出シトテモ二十万石余分御検地以て御打出可有之様無御座ハ。大形ハ物成四ツ五ツノ村ヲ高を御増被成ハ而、御免三ツ余ニモ被成^(町)ハ被成様ノヨシ、夫故慶長九年御物成を五十万石高以て割ハヘハ、一統被免三ツ三分アタリタルヨシ⁽⁸⁷⁾

小早川氏時代、肥前2郡、筑後2郡分を筑前国領分に加えて計50万石であったので、黒田家も小早川氏と同格とするために「深キ御思慮」から増石したのだとも言う。そのために慶長九年の物成を免率3ツ3分で逆算して石高を計出したとしている。又「古高御書上大意」⁽⁸⁸⁾でも、福岡藩の石高は「全く算面之作物」であることを強調し、そのことは「白地ニ書記シも致しかたく、伝説も不相成、兎角ニ秘密ハ義ニ御座ハ」と、明和期藩主継高の下問がある迄は「深秘」にしてきたと記している。

ところで黒田家の領知高を検討する際、非常に示唆的なのが普請役高である。

まず慶長十五年の名古屋城普請役高(第6表参照)は、次のように書き上げられている⁽⁸⁹⁾。

筑前福岡 黒田筑前守長政
四拾万三千石 三割加て
本三拾万石也

すなわち、本役高は31万石であって、これは小早川時代の筑前国高に近いが、それに3割増加して403,000石の役高を設定している。その役高は単に帳簿上の数字ではなく、実際に次のように賦課されていた⁽⁹⁰⁾。

御城経営掛リ諸大名請取町場間数之坪数

(一カ条省略)

一 同千五百三拾七坪六分 内式分過上^(町場)

黒田筑前守

(十八カ条省略)

惣坪数式万式千三百八拾三坪六分三厘

高老万石ニ付町場割増三拾八坪老分五厘宛

すなわち、町場1,537坪6歩の普請を分担させられているが、その内2分は過上として差引き、1万石=38坪1分5厘で除せば、その役高402,988石が算出される。さらに慶長十六年の禁中造営に際しては、黒田家の役高は49万石へと増加するが、このような経緯は黒田家の領知高決定について示唆するところが大きい。慶長十年の「御前帳」指出高498,216石余は普請役高の負担能力をみるための一応の目安とはしながらも、当初は小早川氏時代の領知高によって普請役高を賦課し、順次せり上げていく方式を黒田家に対してとったと考えられる。長政はすでに慶長十一年の江戸城普請手伝においても、「爰元之儀、頭々下々の儀ハ不及申、我等迄、夜白辛勞不大形候」とその苦勞の程を記しているが、慶長期を通じての普請手伝への奉公ぶりは『黒田御用記』等に詳しいので、それに譲る。

さて、普請役高が西国の外様大名に過重であることは、第6表よりも明らかであるが、それを負担する大名としては、当然見返りに領知安堵を期待するところとなる。慶長十八年幕府が朱印状下付を名目として西国諸大名に石高を書上げさせたこと自体、大坂の陣への臨戦体制の下で、諸大名の期待をあおろうとしたものであろう。福岡藩も又慶長十年「御前帳」届高をそのまま提出したが、その間の事情は次のようなものであった⁽⁹¹⁾。

一 慶長十八年公義より御触有て、諸大名領知之高被書出ハハ御朱印可被下旨也、依之長政公より御領知御検地之高辻并金吾中納言殿領知之時之高、且又豊前国田河郡ニ而大涼院様御拝領被成ハ御知行目録

写ふ、同年六月廿八日小河勘左衛門御使ニ而駿府迄被差上

黒田長政が添状を付して迄、朱印状下付に熱意を示したにも拘わらず、幕府はその目録を一覧しただけで、いずれ沙汰するとして朱印状下付は実現せず、実際に502,416石の判物を与えられたのは、元和三年九月五日のことであった。

◇平戸藩

朱印状下付に執着したのは平戸藩も同じである。平戸藩は慶長九年十二月領内の田畠高63,200石を検地で打ち出したが、慶長十八年幕府へ「近年此高辻を以、御役儀仕来ハ条、御朱印御頂戴仕度ハ」⁷²⁾と朱印状の下付を要求している。しかし平戸藩は慶長十六年の禁中造営手伝で、6万石の役高しか賦課されていず(第6表参照)、それは天正十八年の「諸家領地」高⁷³⁾のままであったことが判る。『山本霜木覚書』⁷⁴⁾によれば、慶長九年家康への「御前帳」指出高を63,200石としているが、それは朝鮮侵攻の留守中に「御人も不足、古ハ勘定杯も能存知ハ者も無之、有增高を積り立」てた石高であるとし、慶長十九年再検地を企てたが、キリシタン弾圧のための長崎出兵によってその計画は挫折したとしている。

その後「先御代」(松浦鎮信時代)、寛永二年に、82,380石へ石高を増加してみたものの、寛永期における農村荒廃のため、承応元年より明暦元年迄に総検地を行ない、明暦二年にその結果を記した「田畑清帳」を作成したという。この「田畑清帳」については、平戸藩の土地制度の基本をなしたものとして画期的意義を有すると評価され、徹底的な土地調査＝総検地を実施して極度の打出し強化を図ったものとされているが⁷⁵⁾、『山本霜木覚書』には次のように記されている。

(前略)明暦二申年、八万貳千三百石之高之内、田高六万貳千五百五拾七石余を、前舛四ツ六歩五厘之免、京舛ニメ五ツ七歩五厘ニ当ル、内壱ツ七歩五厘五毛を高ニ盛籠、七万九千九百九拾四石三斗ニ新高を盛立、京舛四ツ成之免ニ御定させ被成ハ事

^{右同断}
○一畑高前高貳万三千九拾七石之免、前舛四ツ成を京舛ニ直シ、四ツ四歩之免ニメ、四歩ハ高ニ盛籠、新高貳万三千七百五拾七石ニ京舛四ツ成之免相定、田畑高拾万三千七百五拾石ハ新高相定ル

計数は必ずしも合わないが、この記述を信用するならば、明暦二年の「田畑清帳」の石高は、鎮信時代に設定された石高を前舛より京舛に換算して、しかも物成が四ツ成になるように計算したということになる。鎮信時代の石高82,300石は、寛永二年「物成詰ヲ以領分ノ高」を書上げたものであり、その後農村の荒廃のため「田畑混乱」している所も多かったため、明暦二年荒所を調査し、「地之石代無甲乙様ニ」負担の公平化を図ったものだとしている。さらに明暦二年の104,895石余の「惣高ノ内御朱印高六万七千七百石ノ外、開発之高四万三千百九拾五石七斗余」とし、「就夫、公儀江指上ハ帳面ニハ、開発ノ地高相違之儀も御座ハ得共、土田ニ而石代随分念ヲ入ハ而も、年々毛上ノ上中下ヲ考不申ハ而ハ、石代等分ニ難相究」、石代の厳しい所は「緩々とは有之様ニ」処置したためだという⁷⁶⁾。

第9表で検討する限り、寛文印知高は慶長九年の検地高を下廻っているが、その本田畑の村高は慶長九年高に近接しており、殆んど変化をみない村数は全村数の31%強であり、指数90以上110未満の村数は63%弱という数値さえ示しているのである。

画期的意義を有すると評価された平戸藩のいわゆる十万石体制は、その石高の内容を検討す

近世初期の石高と領知高

第9表 肥前平戸藩における石高

郡名	村名	慶長9年村高 (A)	寛文印知高 (B)	指数 (B/A) (×100)	郡名	村名	慶長9年村高 (A)	寛文印知高 (B)	指数 (B/A) (×100)
壱岐	石合	741.711.5	759.644	102.4	松浦郡	船の	53.767.51	85.963	159.9
	妻之嶋	2.918	2.918	100.0		吉田	1,020.459.84	1,020.499	100.0
	池田	650.255.88	693.493	106.6		佐々	2,162.901.18	2,163.338	100.0
	志原	1,739.842.83	1,027.887	59.1		小佐々	311.837.73	311.400	99.9
	初山	407.604.05	422.766	103.7		相神浦	6,881.352.26	7,181.352	104.4
	津甫	148.145.12	157.245	106.1		佐世保	1,369.029.76	979.937	71.6
	武生水	954.257.88	909.644	95.3		日宇	957.987.68	957.988	100.0
	和多良	403.866.55	490.858	121.5		早岐	3,345.206.54	3,345.206	100.0
	大有嶋	29.529.83	29.529	100.0		針尾	578.155.15	599.577	103.7
	安峯	244.999.63	194.151	79.2		佐志方	408.412.21	387.290(4)	94.8
	長峯	747.714.54	1,114.818	149.1		福嶋	527.006.86	527.006	100.0
	黒崎	271.988.82	286.708	105.4		黒嶋	20.115.53		
	立石	559.956.48	586.649	104.8		高嶋	839.119.42	839.119(5)	100.0
	住吉	478.047.23	665.303(1)	139.2		青嶋	19.271.20	19.271	100.0
	桜江	941.346.97	1,333.521(2)	141.7		大嶋	799.465.78	799.465	100.0
	湯岳	960.571.15	930.132	96.8		多久嶋	140.185.51	140.186	100.0
松浦郡	国分	599.697.55	529.047	88.2	松浦郡	生月嶋	1,611.510.50	1,611.910	100.0
	布気	359.059.56	547.710	152.5		篭崎嶋	28.848.74	28.848(6)	100.0
	本宮	637.901.23	776.632	121.7		む嶋	27.451.27	27.451	100.0
	香須	640.182.19	649.104	101.4		小値賀	1,613.236.59	2,126.931	131.8
	新城	696.961.53	697.044	100.0		直嶋	9.852.53	39.547(7)	401.4
	崎郷	1,054.353.82	1,541.422	146.3		満多羅嶋	61.587.28	62.798(8)	102.0
	中吉	474.114.90	665.919	140.5		蔵路木嶋	33.306.93	33.408	100.3
	諸北	880.833.88	1,241.028	140.9		大嶋	40.151.44	41.726	103.9
	河江	198.101.92	370.542	187.0		鷹嶋	31.514.66	31.514(9)	100.0
	深城	468.713.84	615.611	131.3		計	61,879.990.55		
	筒城	439.652.50	489.675	111.4		外に寺社領	1,316.339.20		
						総計	63,196.329.75	61,700.000	97.6
						(備考) (1)鯨伏村 (2)物部村 (3)根獅子村 (4)指方村 (5)鷹島 (6)野崎島 (7)納島 (8)斑島 (9)高島			
						* 貞享元年書出新田改出高・見取地			
松浦郡	平戸	1,342.590.08	599.292	44.6	松浦郡	郡名	新田改出高	見取新畠	
	小引	295.522.20	295.414	100.0		壱岐郡	7,761石712合	33町4反6畝 0歩	
	大野	116.471.97	116.436	100.0		石田	7,252.209	30.7.6.20	
	中野	404.217.83	405.067	100.2		松浦	30,786.952	153.8.4.0	
	獅子	232.048.18	255.255	110.0		彼杵	5,552.919	61.5.1.0	
	下方	1,865.216	1,790.654	96.0		計	51,353.792	279.5.7.20	
	称子	185.712.90	268.149(3)	144.4		史料:「平戸分領并壱岐嶋田畠惣目録」 「郷村高辻帳」 (松浦史料博物館蔵)			
	糸屋	330.406.15	297.767	90.1					
	黒嶋	47.078.17							
	津吉	2,626.542.31	2,093.316	79.7					
	田平	2,485.105.96	2,486.168	100.0					
	上亀	143.393.10	142.327	99.3					
	御厨	2,933.552.33	2,933.552	100.0					
	星鹿	373.330.57	373.330	100.0					
	志佐	5,522.317.71	5,722.317	103.6					
	調川	1,152.593.94	1,152.593	100.0					
	今福	1,512.630.24	12.630	0.8					
	江迎	1,687.197.39	1,665.001	98.7					

第10表 肥前国大村藩の村高

村名	(A) 慶長18年内検高 石合才	(B) 元和3年朱印高 石合才	B/A	村名	(A) 慶長18年内検高 石合才	(B) 元和3年朱印高 石合才	B/A
大村	2,798.395.50	3,144.717.00	112.4	中浦	179.699.23	90.666.66	50.5
萱瀬	882.840.89	316.960	35.9	加喜浦	30.	18.380	61.3
郡	5,468.642.66	4,062.573.30	74.3	江ノ島	70.	66.520	95.0
江串	604.246.12	396.870	65.7	平島	39.	12.666.66	42.2
千綿	833.578.45	720.210	86.4	大多和	200.100	153.966.66	76.9
彼杵	2,238.155.60	2,238.155.40	100.0	面高	100.290.68	43.385.50	43.3
河棚	2,584.389.02	1,526.040	59.0	大島	29.836.33	19.951.16	66.9
波佐見	3,764.583.74	2,484.585	66.0	天窪	215.860	163.100	75.6
宮ノ	1,146.595.77	744.903.30	65.0	横瀬浦	200	95.633.33	47.8
鈴田	1,562.390.68	1,060.283.30	67.9	河内浦	371.754.34	241.886.06	65.1
三浦	1,175.457.75	854.926.60	72.7	八木原	263.660.33	136.913.30	51.9
老岐?	290.178.16	230.679	79.5	大串	752.377.52	577.700	76.8
佐瀬	205.105.61	139.790	68.2	形上	146.123.76	108.933.32	74.5
長与	1,229.104.12	1,229.014.12	100.0	長浦	551.809.10	346.400	62.8
時津	1,348.403.82	1,348.403.82	100.0	西海	444.490.37	273.933.30	61.6
滑石	370.487.51	370.487.51	100.0	日並	195.469.99	111.433.30	57.0
幸田	467.903.50	467.903.50	100.0	浦上古場	428.718	428.718	100.0
戸町	379.866.93	379.866.93	100.0	浦上北	592.823	592.823	100.0
福田	502.469.26	502.469.26	100.0	浦上家野	300.624	300.624.03	100.0
式見	300.	300	100.0	浦上西	287.822	287.822	100.0
三重	317.690.53	317.690.53	100.0	陌刈平	135.243.36	135.243.36	100.0
神浦	249.848.97	249.848.97	100.0	黒崎	123.414.30	123.414	100.0
雪浦	76.658.50	106.494.90	138.9	計	34,897.909.51	27,973.877	80.2
松嶋	51.649.40	51.649.04	100.0	内寺社領	1,800		
瀬戸	180.725.74	180.725.74	100.0				
多井良	218.515.33	218.515.33	100.0				

史料：『大村家覚書』四、『大村家記』二

る限り、慶長検地に近似しているものであり、寛永二年の打出し強化による農村荒廃を物成詰による負担公平化で拾収しようとした一方策であると考えられる。

◇大村藩

次に大村藩について簡単に触れておこう。

慶長十八年大村純頼は「肥前国彼杵郡之内、内検之高目録」⁷⁷⁾ 34,897 石余を書上げて高上を願い出たが、もともと喜前時代には26,145石余の役高⁷⁸⁾しか負担していず、又慶長十六年の禁中造営（第6表参照）でも役高2万5千石であることから、当然その高上は許されるところと

ならず、元和三年の秀忠朱印状は役高に近い27,973石余に決定している。第10表は、慶長十八年高上を出願した時の村高を100とした、元和三年の秀忠朱印状の村高の指数を表示したものであるが、年貢徴収基準となるべき慶長十八年の書上村高と元和三年の領知判物高との間に極端な増減をみるものが、27カ村も存在する。大村藩では慶長四年諸国一統に検地して石高を改めるよう厳命が下されたとして、大村新八郎喜前が落合北右衛門尉正勝という牢人を雇って検地し、その後慶長十七年再度牢人植田源助を雇って検地したというのが⁷⁹⁾その両者を比較した

第11表 大村藩の耕地と分米高

		慶長4年	慶長17年
田	数	1,949町8反5畝	2151町8反8畝10歩
分	米	17,633石	23,384石616合66
畠	数	769町6畝20歩	1,077町8反14歩
分	米	2,376石770合	3,900石352合34
山	畑	301町2反6畝10歩	
分	米	130石130合	
屋	敷	137町4反8畝	124町4反6畝8歩
分	米	1,287石500合	79石908合
惣	合	3,158町7歩	3,304町1畝7歩
都合	分米	21,427石040合	27,973石877合
外	茶・桑・梶分米		186石963合33

史料：『大村家覚書』附録一
『大村家記』三

のが第11表である。慶長十七年の総石高は元和三年の朱印高と一致し、その奥書には「御朱印拝戴スル石高也」とあるところからみると、後世に書上げたものとは考えられないが、一応その内容を検討すると、両者の田畠・屋敷等の畝数と分米高を比較して、不自然な石高の増加がみられることに注意を惹かれる。屋敷数の13町余減に比して1,207石余の分米高の激減や、総計において146町余増に6,546石の激増は、慶長四年検地が「領内田畠畝高厳密ニ糺之」したものであるとすれば、慶長十七年の石高（ひいては元和三年の朱印高）が政治的に操作されて計出されたのではないかと疑わしめるものがある。

◇佐賀藩

さて次に肥前佐賀藩について検討を加える。

城島正祥氏によると⁸⁰⁾、天正十八年の朱印状は309,902石であるのに対し⁸¹⁾、慶長十八年の幕府への指出高は357,036石余であって、約4万7千石を増しているが、そのうち天正十八年の竜造寺高房領には含まれていなかった鍋島直茂と深堀純賢の領知高を差引き、残約3万7千

石内外が高房旧領の増石分と考えられるという。さらに天正検地と慶長検地との間に、草高の差程には物成高の差はなかったと推定していることは、注目してよからう。

又佐賀藩の内高について、寛永十一年「鍋島信濃守分領高積」が慶長期の指出高の外幕府に届済みの開発高5万石を加えて407,036石余としていることと、寛永十年の「佐嘉領高物成等覚書」⁸²⁾は慶長期指出物成高236,985石余に小物成3,044石余を加えて計240,030石余とし、「此物成を五ツ成ニベ、高積り」した石高が497,085石1斗8升としていることの差異を城島氏が指摘していることは重要である。後者の物成より逆算された石高は、家臣団の名目上の禄高を増すためのものであるという。

そのことと関連して、欠年の生三(鍋島道虎)宛直茂書状をみると、「知行之高あけられ候事、いかゞ候はん哉、ちと存分候間、あい待可被申候、面を以可申候」⁸³⁾とあり、すでに元和期以前において知行高かさ上げの動きがあり、それを直茂が押えたことを知りうる。佐賀藩では、家中士対策として、慶長期6ツ7分の知行物成高を、元和・寛永期初には原則的に5ツ高として、その差額を名目的に家中士へかさ上げたというが、そのような知行高操作の背景には、慶長・元和期を通じての公儀普請手伝いに藩財政が圧迫され、その影響を給人財政が直接にうけたことがあろう。

すでに慶長十一年正月には「国本よて借銀之覚」⁸⁴⁾に計73貫目の借銀高を書上げており、慶長十六年頃には「上下大小共ニ不残百石ニ付三十石」の上地を命じ⁸⁵⁾、「^(次)□^(今)□度尾州御普請、過分之入用付而、家中^(借銀不及力)□□□□^(候間、為)返納、百石ノ七十石宛之□□□□^(反米を被)申付候得共」と借銀返済のための反米徴収を行なっている。

このような普請役高負担の重圧について藩主勝茂は欠年の書状⁸⁶⁾で次のように認めている。

今之鉢ニ候ハ、中々不相統、可自減儀、眼前候条、能々四人之衆へ談合申、加州得御意、何之道ニも先様相かゝるへき仕置、今年ニ為相究と存候(中略)去年之御普請衆、又今年尾州御普請被仰付儀ニ候、か様ニ候へハ、造作苦勞之所も御構なく、御仕置殊外御急之鉢と相見え候条、来年又九州衆ニ御普請可被仰付候間、万事其校量候て(後略)

際限のない普請手伝いに疲れきった一大名の嘆きがふつふつとして伝わってくるようである。鍋島勝茂の場合、例えば慶長十五年の名古屋城普請役高をみると、本高 357,000 石に対して三割増の 464,147 石を実際に負担させられており、それらの連年に近い普請手伝は、寛永期における莫大な借銀となって堆積したのである⁸⁷⁾。

◇豊前細川藩と肥後細川藩

さて次に細川氏の領知高について検討する。

細川氏は関ヶ原役後、豊前一国と豊後の一部を領有することとなったが、その領知高は必ずしも明確ではない。慶長五年十一月廿八日の忠興書状⁸⁸⁾は「我々事豊前一国、豊後にて拾壺万石令拝領候」と記しているが、その11万石は豊後分のみを指しているものと考えられる。翌六年二月日忠興が上野国館林城主の榊原康政に宛てた目録⁸⁹⁾に、次のように記されているからである。

豊前国之日録

- 一 高六万石 毛利老岐守分
 - 一 高拾貳万石 黒田甲斐守分
 - 一 高九千七百七拾五石三斗八升九合 龍王分
- 合拾八万九千七百五拾五石三斗八升九合

豊後之内国東部分

- 一 高拾万九百九拾石九斗壺升三合

右両所惣高合貳拾九万七千六百六拾六石三斗貳合

但

高参拾万石拝領之内九千貳百卅三石六斗九升八合不足(後略)

ところで、この目録によれば、30万石の領知高を前提として、9,233 石余不足していると但書を付しているが、その30万石の領知高は、必ずしも判物によって確認されたものではない。時代は下るが、寛永九年細川氏が肥後へ国替えを命じられた時の三齋書状⁹⁰⁾に次のように記されているからである。

一 権現様を、豊前一国、豊後之内拝領申候時、御書出少も無之候、我等ニ不限何も其分にて候つる、台徳院様を之御書出ニ、目録在別紙ニと在之を、此方より上候帳を御覧候てから、其時可被下との儀かと推量申候事

一 三十万石被下と御奉行衆之言葉計ニ而、村付などの儀ハ念も無之候つる、其子細ハ、昨日も如申候、如水申様にて二万石不足にて被下候を、我々才覚申、如水之状を取、佐渡殿・相模殿迄上候てから、速見郡之内にて二万石被下候、是にて、村付などの儀なきハよくしれたる事にて候事

この書状によれば、30万石拝領のことは奉行衆の言葉によるものであって、家康の領知判物があるのではなく、また当時においてはそれが一般的であったとも述べている。さらに黒田如水の具申によって二万石も不足する領地を宛行われたので、如水の状を添えて幕閣に訴え、速見郡内にその不足分を拝領したとも言う。慶長十六年「御倉納并知行分 豊後国速見郡」⁹¹⁾によれば、豊後国速見郡内御倉入羽柴越中守代官仕分として14,052 石余、羽柴越中守知行分として6,340 石余を書上げており、従って三齋の意識では、代官知行分も細川氏の領知高に含めて理解していたことが推測される。九州の国替

近世初期の石高と領知高

えがなされるという噂を逸早くキャッチしたのは三齋であるが、細川氏の肥後移封については中吉、防長への転封・豊後居付のままで加増・筑前への転封等を極上々と判断しており⁹²⁾、寛永九年六月の書状では肥後への国替えも大名となること故珍重とし、次のように忠利へ心得を諭している⁹³⁾。

一 只今其方被取候豊前・豊後之知行、三十万石之つもりよて被下候、御朱印拝領不申候、其後我々内検地仕、四十万石少内ニ成候ニ付、其役仕候へハ、後ニふみ出ハ何程在之共、三十万石之御普請役仕候へと、本佐州を始御年寄衆々之折紙参候

内実は40万石弱の知行高であるけれども30万石の普請役を勤めてきたのは幕閣の指示によるものとして、幕府からの問合せにはその間の事情をよく説明するようとしている。ところで細川氏の普請役高をみると、慶長八年江戸市中の普請については、同年正月廿日の忠利宛忠興書状⁹⁴⁾に、「我々役儀三百ニて候、乍去余慶ノ人をかけ候て四五百可遣候」と記している。一方「御手伝覚書」⁹⁵⁾には高10万石に付100人宛の積をもって人夫を差出すように命じている

ので、役儀300人は30万石の役高となる。幕府は30万石の役高で臨んだのに対し、細川氏は4,50万石の役高負担を示す忠誠を現わしている。その後、慶長十五年の名古屋城普請でも、細川氏は三割増の39万石、同十六年の禁中造営では40万石の役高負担で、結局は踏出分も役高に計上されている。このような表高と内高とを分離してとらえる幕府の方針は、肥後へ国替えの後も、細川氏の領知高書上げについて一種の安易さをもたらしたようである。寛永十一年細川忠利は、幕府の審問をうけて「肥後拝領の刻、五拾四万石之高にて古肥後検地之有之儘にて拝領仕候故」その通りに書上げたから少々の相違はあるとしている⁹⁶⁾。

この争点となった54万石は、「寛文印知集」によると、肥後国12郡519,000石余と豊後国直入・大分・海部郡之内2万石余、計54万石より成り、この領知高は、寛永十一年八月四日の先判で承認されたが、それに先立って寛永九年代官預所となった時の石高は、第12表の通りであり、幕閣が細川氏の領知高書上に不審の念を抱いたことも当然であろう。

第12表 加藤氏改易時の番手

代官預所	預高	代官名
阿蘇郡・詫摩・合志・津留崎	150,152石5斗	中川内膳正
玉名郡・山鹿郡	149,605.	伊東修理大夫
芦北・益城・津留崎	120,023. 5	稲葉民部少輔
飽田郡	74,030.	島津右馬頭
宇土郡・益城	124,710. 5	有馬左衛門佐
八代郡	61,770.	木下右衛門大夫
菊池郡	26,584.	毛利摂津守
山本郡	25,670.	秋月長門守
合高	734,835.	
内豊後津留崎分	23,100.	

史料：「日向記」巻13（『史籍雑纂』第一）

細川氏は、寛永十一年十一月幕府へ「肥後国郷帳」を提出したが、その作成の経緯は次のようなものであった⁹⁷⁾。

如此ニ郡々を郷ニ付、高を合、帳を作候間可得其意候、左候而、豊後・肥後合五拾四万石余、是ニ合候様ニ仕事候、右よりの高、郷々ニ加へ、五拾四万石余ニ相候へハ無申事候、不知候ハハ、指斗作候而、下次第入候間、其合点可仕候事、

一 御前帳ニ在之覚

肥後拾貳郡五拾壹万九千石余、豊後国之内貳万石余合五拾四万石と有之由候、是ニ合候而帳を作ル事候間、可得其意候

忠利がくり返えし言及していることは、「御前帳」の時の村高を書付けて54万石に合計が合うよう郷帳を作成することであった。そして実際に郷帳の村高は慶長九年九月作成の検地帳村高と全く一致するのである。

そこで、この慶長九年の検地帳の性格ということになるが、それは検地奉行の署名や宛名など奥書の部分が欠如しており、契印も認められず、さらにその筆跡から少数の人によって作成された形跡があること等から、実際の検地施行の結果を記録したものとしては甚だ疑わしいという⁹⁸⁾。

それは第13表をみる時首肯できるところであり、天正十七年村高と慶長九年村高とで全く差異を認めない村が数カ村あり、また畝数に変動があっても分米高には変化をみないものなど、一定の机上の操作が行なわれたことが窺われる。それは一見大きな減少を示すかのようにみえる菊池郡深川手永白木村々高でも同様であり、天正十七年「白木村田畠御検地御帳」では畝数6町4反9畝25歩、分米36石5斗5勺のうち、打出開田畠2町7反1畝11歩、分米11石4斗2升5勺は「御蔵入分」であって、それを差

引くと慶長九年「白木村」御検地帳高と全く一致するのである⁹⁹⁾。

「御前帳」指出に際してとられたこのような便宜性は、勿論加藤氏時代、細川氏時代を問わず村高の打出しをはかる領主の志向と矛盾するものではない¹⁰⁰⁾。そこには表高と内高とを分離してとらえる幕藩制社会の認識があり、「御前帳」については、寛永九年の三齋書状¹⁰¹⁾にある「それは権現様之御代ニ謡の本なとのことくニ帳を仕上候」という認識に象徴されるような性格をもっていたと考えられる。

◇人吉藩

次に肥後人吉藩について検討を続けよう。

人吉藩は「天正十八年諸家領地高」において18,000石を記録され、その領知高は慶長十六年禁中造宮の際もそのまま据え置かれて18,000石の普請役高を賦課されているが、その後寛永十一年八月の朱印状¹⁰²⁾では球麻郡41カ村22,100石余を拝領した。その内訳は第14表(A)に表示した通りであるが、その領知高には「漆茶桑」などの小物成高1,064石が含まれている。一方「肥後国求麻郡郷村高辻帳」¹⁰³⁾は、表紙裏に「此御帳ハ寛永十一戌ノ年七月十三日安藤右京進殿・内藤伊賀守殿・永井信濃守殿御取次ヲ以、前々之高辻のことく、於京都御朱印御頂戴也」とあり、朱印高を示すものであるが、同時に「此外切開新田畠」として21,076石余を書上げており(第14表(B)参照)、朱印高と合わせて43,241石7斗となる。

ところで、この石高については、同時代の史料を照合するとき、必ずしも整合した理解を得られない。例えば寛永十年二月晦日、家臣相良清兵衛頼兄が、嫡子内蔵助頼安に宛てた書状¹⁰⁴⁾によると、「此已前之惣竿之時之分米積り」を壹反250歩として惣高57,633石余とし、「今度

近世初期の石高と領知高

第13表 肥後藩領の村高と畝数（天正17年を100とした場合の慶長9年検地帳の指数）

郡名	手永	村名	合		田方		畠方	
			分米	畝数	分米	畝数	分米	畝数
菊池	河原	甲佐町	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
		今村	99.8	90.9				
		藤田村	100.0	100.1	100.0	100.0		
		姫井村	102.7		102.0		107.2	
		岩本村	98.7		99.3		97.6	
		赤星村	99.7	100.8	100.7	100.2	99.1	101.0
		木柑寺村	99.7		100.0	100.0		
		西迫村	84.1		100.0		75.3	
	深川	深川村	100.0	94.4	100.0	92.2	100.0	92.5
		染土村	97.6		100.0	100.0	93.6	100.0
		西郷村*	129.7	134.0	132.5	134.7	111.1	128.7
		高ノ瀬村	99.0		64.7		106.6	
		長野村	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
		薦入村	100.5	100.0	101.0	100.0	99.6	100.0
		寺町村	100.8	101.9	100.9	102.2	100.2	101.9
		荒牧村	100.0	100.4	101.6	101.7	83.8	93.1
		瀬戸口村	100.0	100.0	100.0	100.0		
		辺田村	99.3	95.8	100.0	100.2	94.6	84.3
		山崎村					100.0	100.2
		水次村	96.3	93.0	100.0	102.8	87.8	61.8
		袈裟尾村	109.6	105.2*				
		竜徳村	99.8	86.4	105.5	104.8	126.7	66.7
		池田村	99.8	73.2	97.9	98.1	103.9	97.7
		宮ノ原村	100.0	100.0	999.2	550.4		
		阿佐古村	100.2	92.7	103.5	105.1	76.6	54.0
		白木村	68.8	58.2	59.6	59.4	81.2	57.8
		虎口村	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
山鹿	山鹿	竹林寺村	97.7	97.5	99.5	102.4	96.7	95.8
		志々岐村	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
		小群村	99.3	100.0	100.0	100.0	98.0	100.0
		上吉田村	99.4	100.0	108.9	101.3	95.9	97.1
		下吉田村	100.0	100.5	100.0	100.8		

史料：「肥後国検地諸帳」（熊本県立図書館蔵） *印他年度分

第14表 相良藩領の村高

村名	寛永11年			寛永18年		指数 (E/C)
	朱印高(A)	切開高(B)	計(C)	百姓指出高(D)	(D)より増高(E)	
大村	1,215石655合	1,701石005合	2,916石660合	2,485石449合31	2,929石341合28	100.4
中神	285. 530	426. 560	712. 090	611. 676. 01	675. 225. 29	94.8
木上	757. 095	798. 352	1,555. 447	1,192. 388. 13	1,524. 294. 97	98.0
林	421. 895	461. 105	883. 000	696. 398. 63	803. 930. 61	91.0
渡	295. 485	423. 002	718. 487	663. 160. 62	674. 786. 60	93.9
原田	604. 956	776. 224	1,381. 180	1,148. 085. 98	1,177. 143. 27	85.2
万江	136. 058	195. 602	331. 660	206. 746. 98	226. 205. 63	68.2
山田	1,144. 775	483. 485	1,628. 260	1,055. 997. 29	1,156. 111. 98	71.0
薩摩瀬	375. 255	424. 045	799. 300	690. 047. 30	778. 368. 15	97.4
蓑毛	145. 026	88. 354	233. 380	223. 262. 80	250. 349.	107.3
築瀬	291. 305	272. 342	563. 647	511. 481. 28	555. 411. 31	98.5
深水	228. 255	145. 115*	373. 370	295. 201. 28	308. 651. 97	82.7
河辺	628. 562	99. 998	728. 560	698. 241. 53	726. 575. 62	99.7
田代	47. 232		47. 232	(四裏山)	320. 631. 61	165.3
平川	44. 723		44. 723			
初神	68. 950		68. 950			
晴山	33. 035		33. 035			
目良	447. 797	319. 033	766. 830	526. 292. 65	553. 298. 61	72.2
深田	2,041. 320	1,603. 830	3,645. 150	2,618. 719. 87	2,932. 550. 29	80.5
面田	142. 760	442. 870	585. 630	616. 997. 63	696. 692. 33	119.0
永池	150. 613	152. 691	303. 304	249. 817. 03	277. 874. 64	91.6
須恵	899. 410	887. 094	1,786. 504	1,358. 842. 22	1,420. 946. 29	79.5
湯前	1,899. 449	1,772. 281	3,671. 730	2,670. 806. 95	2,956. 975. 61	80.5
多良木	2,516. 045	1,842. 925	4,358. 970	3,240. 652. 51	3,542. 898. 14	81.3
久米	579. 640	890. 650	1,470. 290	1,206. 902. 63	1,279. 117. 95	87.0
奥野	195. 312	260. 578	455. 890	330. 391. 96	375. 906. 02	82.5
宮原	535. 460	633. 380	1,168. 840	1,031. 526. 62	1,101. 991. 29	94.3
岡本	340. 633	292. 530	633. 163	1,030. 206. 62	610. 077. 19	96.4
上	1,251. 549	1,637. 141	2,888. 690	2,067. 886. 54	2,389. 039. 27	82.7
一武	914. 070	1,975. 941	2,890. 011	1,683. 445. 28	2,237. 861. 94	77.4
西之	886. 980	645. 630	1,532. 610	831. 701. 29	954. 131. 29	62.3
田代	260. 673	275. 947	536. 620	423. 617. 81	521. 185. 94	97.1
大畑	188. 785		188. 785	144. 078. 6	155. 480. 6	82.4
間之	835. 057	493. 473	1,328. 530	1,054. 697. 31	1,151. 001. 97	86.6

近世初期の石高と領知高

村 名	寛 永 11 年			寛 永 18 年		指 数 (E/C)
	朱 印 高(A)	切 開 高(B)	計 (C)	百姓指出高 (D)	(D)より増高 (E)	
西 裏	158石054合	82石680合	240石734合	504石765合30	537石207合30	223.2
大牟田谷	11. 975	63. 025	75. 000	(三ヶ裏村)	176. 424. 33	84.3
松 之 谷	7. 600	46. 780	54. 380			
毎 床 谷	18. 120	61. 710	79. 830			
一勝地谷	41. 075	170. 603	211. 678	166. 226. 98	166. 226. 98	78.5
大 瀬 谷	24. 850	70. 200	95. 050	46. 309. 63	46. 309. 63	48.7
神 瀬 谷	29. 981	154. 519	184. 500	111. 211	111. 211	60.3
<漆茶桑>	1,064.000					
七 地				565. 882. 71	668. 644. 28	
赤 池				313. 083. 61	333. 088. 59	
古 佛 頭				140. 212. 64	145. 736. 63	
茂 鹿 野				82. 105. 92	90. 072. 61	
皆 越				92. 581. 96	95. 001. 98	
湯 山				144. 378. 59	145. 229. 28	
江 代				121. 198. 27	125. 817. 62	
井 沢				104. 319. 92	125. 013. 27	
鵜 之 口				51. 236. 65	51. 226. 65	
五 木				540. 614. 79	540. 614. 79	
計	22,165. 000	21,076. 700	43,241. 700	35,038. 588. 69	38,622. 159. 20	89.3
内 10 カ 村 分 小 計				2,155. 615. 06	2,320. 445. 70	
10 カ 村 分 差 引 残 高				32,882. 973. 63	36,301. 713. 50	84.0

史料：『相良家史料』

*印「深田村」とあり、誤記か。

田畠共ニ壹反ニ付五間六十間の竿のつもり」として惣高43,743石余に改めている。そして反当坪数の変更以上に石高減少をみたことの理由は「山畠・野畠引かけ、五万七千六百石之帳にてゆへとも、五木・神瀬・一勝内・渡・うら・皆越・槻木・湯山・江代などハ山畠などハ少しも御所務無之ゆへ、其身へ作り取ニ致ゆへ」ためだと説明し、「御国廻りの人衆」には、この帳を差出すよう、藩主父子へよく上申するように命じている。又、別条では「播摩殿御尋之刻申上ゆ

ハ、太閤様御時、検地なし御朱印頂戴申ゆへと申ゆへも、乍去わたくしハ可有之と被仰ゆ間、中々わたくしけんち申ゆへと申ゆへもいか程ゆへやと御尋ゆへ、三万石余ハ御座申ゆへ」としており、その私検地高「三万石余」は寛永十八年「各村高分米目録」¹⁰⁵⁾の石高(第14表(D)参照)と照応するものかと考えられるが、それは寛永十一年の朱印高から除外されている七地村以下10カ村分を高に結んで繰り入れている。この目録は、2通りの村高を記載しており、第14表(D)

の村高は「寛永十八年検地帳」¹⁰⁶⁾の註記によると「在_{案内者}百姓口次第」のものであり、第14表(E)の村高は「案内者口々あけたもの」であって、「寛永二十一年郡中水田改高米」¹⁰⁷⁾を勘案するとき、寛永十八年の村高は第14表(E)高に決定したとしてよい。

ところで、時代は遡かのぼるが、相良領の太閤検地については「其方本知・新知共被差除条得其意、尚以可抽粉骨候」¹⁰⁸⁾と肥後検地から相良領のみは除外されており、その後文禄四年には検地について内達をみたものの¹⁰⁹⁾、翌年七月の石田三成書状¹¹⁰⁾では、「御国検地者、此比下置、御馳走可申覚語候処、而使如存知之、爰許以外繁多ニ候間、当年者可被指延候」と延期している。さらに同年閏七月再度検地のことを令達しているが¹¹¹⁾、何ら施行された形跡はなく、そのまま関ヶ原役を迎えたものと考えられる。

「相良長每遺言状」¹¹²⁾によると、「我等儀、本復難仕相覚候、就其、従御三代様、御普請役をも御赦免、蒙御厚恩」として、慶長期における普請役はその殆んどを免れたとしているが、只慶長十六年の禁中造営のみは先述の通り天正期領知高と同じ1万8千石の普請手伝を命じられており、その役高はおそらく慶長期を通じて幕府の設定していたものであったと考えられる。従って人吉藩としては、家格を上げるための努力が種々試みられるのであり、先述の相良清兵衛頼兄書状が記すように慶長十九年には1反250歩制を採用して迄石高増加がはかられるが、それは他方で「物成ハ式ツ六七分」という低免率を要請するものであった。第14表で明らかのように、寛永十一年の時点で、朱印高とほぼ見合う切開新田畠の存在も異常であり、元禄期に至る迄大規模な開発工事でも人吉藩では知られていない以上¹¹³⁾、耕地増加による石高増加ともな

しえず、そのことは寛永十一年の朱印高の理解に直接係ることと考えられる。

◇飢肥藩

伊東氏は天正十六年「日向国所々知行方都合千七百卅六町」¹¹⁴⁾を宛行われたが、田畑の畝数のみで石高の記載を欠落している点は、天正十九年「御前帳」のために指出した控と考えられる「日向国五郡分帳」¹¹⁵⁾でも全く同じである。他方、「天正十八年諸家領地」高は慶長期初迄に書上げられたものであろうが、その領知高と比較すると、伊東民部は天正末期の畝数1,736町に対し、14,300石であって、平均反当り1石112合の石盛がなされている。

ところで、慶長十年の「御前帳」の指出高控と考えられる「御検地古今目録」¹¹⁶⁾と天正十六年の知行宛行状の畝数を比較すると、そこに丈量単位の差があったとしても著しい増加がみられるのであり、しかも反当分米高は総平均1石075合であって天正期をや_{下廻}るものであるから、慶長十年の打出しは専ら畝数においてなされたとなしうる。

この慶長十年に掌握された畝数は、飢肥藩において近世前期を通じて有効であり、寛保二年に漸やく再検を行なうものの、その畝数は総計においてかえって減少していることから、慶長十年の打出しの苛酷さが察知されるのである(第15表参照)。

この畝数打出しによる石高増加策は、飢肥藩の領知高昇格ともからんで、藩主伊東氏には深刻な問題であった。『日向記』¹¹⁷⁾の伝承によれば、「高麗陣中領地ノ高ヲ挙ル事」として「朝鮮国ニ於テ、祐兵主少人数ニシテ大功成難キ事ヲ憤リ玉ヒ、高二万八千石ノ領地ヲ検地シテ高ヲ増サン事ヲ秀吉公へ奉願ラレケレハ、(中略)文禄二年癸巳十月十日ヨリ検地始リ、同十二月

近世初期の石高と領知高

第15表 飫肥藩領の村高と畝数

村 名	田 畑 屋 舗 畝 数		田 畑 屋 舗 分 米	
	慶 長 10 年 (A)	寛 保 2 年 (B)	慶 長 10 年 (A)	寛 保 2 年 (B)
酒 谷 村	167町6反2畝20歩	119町5反5畝02歩	1,460石680合	2,095石590合25
吉 野 方	103. 6. 5. 05	110. 5. 0. 09	1,144. 704	1,502. 776. 25
楠 原	74. 3. 3. 20	81. 1. 2. 19	853. 207	1,049. 698. 50
板 鋪	105. 0. 3. 05	122. 1. 7. 03	1,412. 924	1,480. 815. 25
星 倉	170. 0. 6. 25	192. 8. 5. 11	2,271. 767	2,832. 092. 05
戸 高	136. 7. 7. 0	154. 9. 5. 15	1,956. 556	2,731. 757. 50
平 野	119. 9. 7. 15	109. 6. 9. 14	1,333. 812	1,701. 371. 35
西 弁 分	69. 6. 0. 05	79. 4. 0. 12	972. 097	1,316. 457. 50
限 谷	86. 8. 7. 25	93. 6. 1. 05	979. 514	1,254. 307. 50
北 河 内	95. 9. 9. 15	87. 6. 7. 20	733. 014	866. 992. 75
郷 之 原	204. 2. 0. 25	196. 0. 1. 05	2,581. 217	2,835. 217. 50
大 藤	131. 3. 0. 20	125. 6. 6. 09	1,635. 550	2,249. 278. 50
東 弁 分	178. 6. 3. 25	107. 7. 7. 08	2,660. 818①	2,154. 209
殿 所	26. 6. 4. 05	58. 2. 7. 01	865. 576	1,146. 270
増 安	88. 0. 5. 10	90. 6. 9. 17半	1,257. 256	1,832. 558. 75
平 山	30. 4. 6. 0	30. 8. 7. 05	351. 377	456. 252. 50
風 田	75. 3. 7. 05	66. 7. 9. 24半	873. 204	1,033. 761. 25
官 浦	36. 0. 8. 15	40. 2. 5. 04	445. 464	598. 219. 25
富 士	14. 3. 0. 15	13. 8. 2. 17	172. 379	181. 770
伊 比 井	24. 0. 8. 25	19. 9. 4. 12半	266. 450	229. 202. 5
塚 田	68. 2. 1. 20	64. 9. 9. 24	663. 547	622. 377. 25
大 久 保	82. 3. 0. 25	46. 3. 6. 28	812. 624	483. 573
萩 之 嶺	44. 7. 3. 25	99. 2. 2. 26	483. 573	1,271. 986. 25
毛 吉 田	35. 8. 3. 25	39. 8. 3. 17	415. 238	556. 423. 75
上 方	56. 2. 0. 10	61. 1. 2. 10	706. 132	1,040. 268. 75
下 方	78. 9. 5. 24	62. 7. 8. 27	891. 974	787. 943. 65
橋 之 口	95. 2. 6. 28	83. 5. 2. 22	969. 747	984. 585
谷 之 口	38. 3. 9. 18	42. 1. 6. 25	400. 005	647. 256. 25
中	63. 9. 8. 25	116. 7. 0. 24	784. 956	1,667. 883. 75
津 屋 野	62. 8. 6. 05	62. 8. 0. 17半	704. 511	1,014. 710
片 上	91. 6. 7. 02	89. 5. 0. 05	1,052. 670	1,240. 213. 25
脇 元	41. 8. 9. 15	38. 5. 3. 05	523. 608	626. 355
熱 波	30. 4. 4. 25	29. 6. 1. 02	413. 336	496. 532. 50
飫 肥 小 計	2,773. 8. 6. 17	2,800. 9. 3. 15半	33,049. 490	41,017. 641. 30

村 名	田 畑 屋 舗 畝 数		田 畑 屋 舗 分 米	
	慶 長 10 年 (A)	寛 保 2 年 (B)	慶 長 10 年 (A)	寛 保 2 年 (B)
加 納	223. 7. 9. 15	233. 5. 8. 21半	2,605. 613	3,112. 112. 50
木 原	226. 6. 7. 17	204. 5. 0. 14半	2,096. 386	2,417. 155
今 泉	214. 9. 0. 0	232. 1. 9. 21	1,920. 313	2,475. 861. 25
田 野	285. 6. 4. 29	343. 4. 9. 23	1,890. 149	2,765. 635
恒 久	249. 6. 5. 27	216. 2. 4. 17半	2,161. 718	2,421. 191. 25
田 吉	80. 2. 5. 25	80. 4. 3. 19	607. 031	1,141. 060
北 方	170. 8. 3. 29	163. 7. 4. 0	1,928. 955②	2,183. 451. 25
郡 司 分	224. 2. 1. 20	116. 1. 4. 10	2,763. 499	2,341. 935
南 方	183. 2. 4. 06		1,992. 319③	
熊 野	191. 5. 1. 12	160. 1. 0. 19	1,691. 920	1,467. 507. 5
加 江 田	443. 0. 0. 19	225. 3. 0. 09半	4,067. 914④	2,707. 306. 25
鏡 州	39. 5. 7. 0	34. 3. 5. 15	305. 093	470. 976. 25
清 武 小 計	2,533. 4. 1. 19	2,040. 1. 5. 20	24,036. 910	23,506. 221. 25
総 計	5,307. 2. 8. 06	4,849. 0. 5. 05半	57,086. 400	64,523. 862. 55
外 二 屋 舗		41. 1. 8. 02		334. 789. 80

史料：「日向国那珂・宮崎両郡之内御検地古今目録」（『日向国史』）

（備考）① 内1,000石寛永13年松永村へ，1,078石726合明暦3年上東村へ，582石092合下弁分村へ。

② 内7石681合寛永13年南方村へ，1921石274合明暦3年分村。

③ 外7石681合寛永13年北方村ヨリ，高2,000石ニ極メ分村。

④ 内海折生迫入。

十日ニ成就シテ，高三万六千石検地ス」とあり
太閤検地によって相当の打出しをみたしている
が，その証証拠はなく，「慶長三年大名帳」
も14,300石としている以上，文禄検地36,000石
は朱印高ではない。しかし伊東祐兵が，領知高
の少なさを憂えて，再三にわたり私検地を行な
い，石高の増加を企てたことは，充分に推測で
きるところである。

『日向記』によると，「両御所御上京付再領知
の高を挙る事」で慶長十年三月，平川分右衛門
が検地帳を伏見へ持参し，奉行所に高57,080石
余を指出してきたが，それは次のような事情に
よるものであったという。

是は去文禄元年検使を受け，高三万六千石に究むと

いへとも，祐兵主猶以高を挙んと思食し，文禄四年
密に検地し玉ひけれとも，余慶なふして四万五千石
有之しかは，稗便にして止玉ひぬ，然るに祐兵主
逝去の後，落合九右衛門，山県太郎右衛門兩人談し
て，伏見にて高六万石の旨披露す。是を国の執事聞
て，若所かへ等の時は，引渡す帳面なし，急き検地
せしめ可然旨評議して，川崎主水・三谷作右衛門・
平川分右衛門奉行して，慶長九年冬検地して，右の
通なり，

すなわち4万5千石の領知を6万石と披露し
てしまったために，至急再検を行ない，それに
近い石高を打出したのだという。

一方伊東氏は普請手伝に精勤するところがあ
った。すでに慶長七年伏見城普請のため600人

近世初期の石高と領知高

第16表 近世初期における薩摩藩の石高

年 代	薩摩国高	大隅国高	日向国高	琉球・道之島高	惣 合
①先高（天正19カ）	92,238石09升	68,647石74升	53,859石46升		(214,745石29升)
②文禄4年太閤検地	283,488. 74	175,057. 23	120,187. 44		578,733. 41 *
③慶長16年総 内 検	256,980.	201,311.	160,763.	113,501石	732,157.
④寛永11年朱 印 高	313,253.	175,057.	120,606.	123,700.	732,616.
⑤寛永10年総 内 検	254,116.	192,710.	125,781.	123,712.	696,321.

備考……* 印 外に出水郡秀吉蔵入高29,728石699合あり。

史料)『後編旧記雑録』巻34・87,『鹿児島県史』第1・2巻。

を引きつれて上洛し、慶長十年の江戸城普請や同十二年の駿府城再築、同十四年丹波亀山城普請、翌十五年の名古屋城本丸普請、同十七年の江戸千石夫普請、割石運送、翌十八年の江戸大普請等¹¹⁸⁾の手伝いに精勤したのも、まさに普請役を全うして家格の引上げを図る伊東氏の悲願なのであったろう。そして幕府は慶長十六年禁中造営には5万石の普請役高で臨んだが、元和三年五月判物を下付するに当り、伊東氏の領知高を57,080石と決定してその労を犒ったのである¹¹⁹⁾。

◇薩摩藩

さて、伊東氏の場合と対照的なのが、島津氏である。薩摩藩の太閤検地については、すでに桑波田興氏によって問題点が明確にされているが¹²⁰⁾、小稿との関連で要約すると、文禄三、四年の太閤検地は「南九州における近世大名領主制の基盤を確定したものであるが、近世封建制の構成原理である石高の観念は文禄検地よりさきに導入されていた。」ものであり、その具体的な数値である「先高」は天正十九年「御前帳」作成にかかわっているとされたことが重要である。

そこで、その数値を寛永期迄の諸高と比較して表出したのが、第16表である。

まず注目をひくのが先高（第16表①高）に比較して文禄四年の太閤検地における夥しい石高

の増加（②高）であるが、その出米の比率が薩摩・大隅・日向諸県郡の順に低くなっているのは文禄検地の寛厳の度合を示すものであろう。慶長内検高（③高）と比較するとき、「文禄検地高の不平均」が存在していることは歴然としており¹²¹⁾、先述の推定は十分に首肯できるところである。

さて、幕府は寛永十一年八月四日朱印状を発給して島津氏の領知高（④高）を確定するが¹²²⁾、それをみると文禄検地高（②高）との差は僅少である。薩摩国高の場合、出水郡蔵入高29,728石余を加算して比較すれば、35石余、日向国高の場合418石余であって、その差違は無視しうる。いずれにしても島津氏の朱印高は、慶長内検で計出された石高とその総石高においては近似しながらも、その各国高においては全く異なるところの文禄検地高を採用していることは注目すべきことであろう。そのことは朱印状交付の際の事情によるものと考えられる。

寛永十一年閏七月十六日安藤右京進重長・内藤伊賀守忠重・永井信濃守尚政連署の奉書は、「今度御朱印御頂戴付而、御領知仕村之高辻具被仰付、出来次第可有御上¹²³⁾」と命じており、翌々日（十八日）江戸詰の伊勢兵部少輔貞昌・下野守久元は国元へ次のように書き送っている。

(前略) 御分国之村高具ニ被付給可有御上之由
間、於愛元不罷成¹²⁴條、則御国へ被仰遣、検地帳を
以被相記可有御進上之由、被成御返事¹²⁵、最前石田
治部少輔殿衆ニ而させられ¹²⁶検地帳可有之¹²⁷哉、先
年とや一通御当代ニ被成御上¹²⁸それハ、駿河へ上り
申たと覺申¹²⁹、其時之帳定而江戸へ可有之¹³⁰、左
様成ニ御引合¹³¹而違¹³²ハん様ニ可有御沙汰¹³³、先年
駿河へ御上¹³⁴帳之調やう為被存衆可有之¹³⁵條、可有
御尋¹³⁶、随分被入御念早¹³⁷出来¹³⁸様ニ可被仰付¹³⁹
(後略)

朱印状下付の沙汰をうけて後20日足らずの内
にその給付をなされているのであり、短時日の
間に郷村高を書上げたのであろうが、その際に
石田三成時代の検地帳(文禄検地)を探索し、
さらに「当代」に上進した「一通」の帳は駿河
より江戸へ上させられた筈であるとして、その
石高と齟齬しないように注意しているのである。
第16表で寛永朱印高(④高)が文禄検地高
(②高)と近似して慶長内検高(③高)と異なる
ことは、慶長十年「御前帳」高として指出しが
行なわれた時¹²⁴、文禄検地高をそのまま提出
したと考えられることともなる。

このような領知高決定の政治性は、琉球・道
之島高の決定についても指摘できるところであ
る。

琉球出兵について島津家久はすでに慶長十一
年には家康の許可を得ていたというが、幕府は
琉球における日明交易問題の解決に専念させる
ため、翌十二年島津氏の駿府城請手伝を免除し
たという¹²⁵。

その後慶長十四年琉球侵攻が決行され、役後
琉球・道之島の検地が実施されて、113,041石
の石高を書上げているが¹²⁶、後に寛永十一年
に至り、はじめて琉球・道之島高を島津氏の領
知高に加えられることとなる。その間の事情は
同年五月四日伊勢兵部少輔貞昌の書状¹²⁷によ
ると次のようなものであった。

然¹²⁸琉球之儀、御家へ被相付事、先公方普光院御所
様之御時代之儀ニ¹²⁹、然¹³⁰処石田治部少輔乱已後、琉
球より御家へ被致無沙汰¹³¹ニ付、権現様へ被得上意
¹³²而、琉球へ人数被差渡、彼地平平均ニ被仰付、其節
又從権現様琉球御拝領之由被成御朱印、弥属御幕下
¹³³、就其先年被成¹³⁴検地、十式万三千四百石余田帳雖
有之、公儀へ未¹³⁵被御披露¹³⁶間、自然御沙汰も可有之
時之為ニ¹³⁷條、急度被仰上可¹³⁸然之旨致言上¹³⁹ハ¹⁴⁰、尤
之由依御意候、琉球知行高書記、酒井讃岐守殿へ致
持参(中略)

即ち、琉球は足利時代より島津家へ附庸させ
られたものであるが、慶長期家康の許可を得て
琉球を平定し、検地の結果123,400石の石高を
得たけれども公儀へは披露なされないまま、今
日迄言上の時期を待っていたという。そして酒
井讃岐守へ豊臣時代の事情も細々と説明したと
ころ、その日のうちに家光へ伝えられ、召し出
されて「公方様為上意被仰¹⁴¹趣¹⁴²、琉球之様子
初而聞召入¹⁴³、先以御当代ニ異国之知行高御披
露一段御悦喜ニ思召¹⁴⁴」とことの外的上機嫌で
あったとのことである。

家康・秀忠代において、琉球・道之島高が
「異国之知行高」として島津氏の領知高に加え
られなかった事情は明らかでないが、外様大名
としての政治的配慮がなされたのであろう。伊
勢貞昌の書状では「太閤様以来、終御普請など
も不被仰付候、自然御陳などの時ハ如何様にも
可被抽軍役儀ニ¹⁴⁵由申入置¹⁴⁶」と認めている
が、確かに島津氏の場合、慶長十年石網船300
艘の献上を命じられたこと¹²⁸以外は、慶長十
二年の駿府城普請も「琉球就仕置御赦免」であ
り¹²⁹、慶長十五年名古屋城普請についても「可
遣ニ師明国ニ之厳命」のために手伝いを免除さ
れており、翌十六年の禁裏造営についても「如
ニ薩摩ニ遠国也、不¹⁴⁷可¹⁴⁸及¹⁴⁹、惟於ニ日州辺地ニ
採ニ松材ニ、而以¹⁵⁰舟運漕可¹⁵¹乎」とあって、従っ
て島津氏にとってそれは「大御所之鴻恩也」と

特記されるような配慮がなされていたのである¹³⁰⁾。

これらの幕府による政治的配慮は、その当然の結果として、琉球・道之島高を「異国之知行高」として無視し、島津氏の領知高には加えないという措置を伴うものであったと考えられる。

しかし、三代将軍家光時代に至ると、もはや島津氏を怖れることも全く不要とされるような幕府権力の伸張があり、そのような自信は島津氏の領知高格上げにも端的に反映したのであろう。酒井讃岐守の内談として島津氏へ伝えられたところは次のようなものであった¹³¹⁾。

扱又讃州我ホへ御内談ハ、琉球知行之儀、彼地へ如斯之高有之由被仰上込ニハ哉、又薩摩・大隅之高ニ被相加御高を可被上との儀ニハ哉、御尋之由ハ間、則申入ハ、自然御陳などの時異国之知行之軍役ホ大儀ニハ可有之ハ共、惣高に御加ハヘハ（後略）

幕閣は、琉球・道之島高を内高として処理するのか、又は島津氏領知高に加えて家格の引上げをはかるのかと問い合わせる程の余裕を示しているといえよう。島津氏は一も二もなく領知高への加算を願い出て、それは先述の通り、732,616石の朱印高の承認となって現われるが、ただし幕府は琉球・道之島高を次のように別記して、そこに明確な一線を引くことを忘れていなかった。

薩摩・大隅両国并日向国諸県郡、都合六拾万五千石
余目録在、此外琉球国拾貳万三千七百石事、全可有
別紙
領知之状如件

寛永十一年八月四日 家光（花押）
薩摩中納言殿

四 おわりに

小稿の冒頭で慶長期における豊臣政権と徳川政権下の国高の差異が、畿内諸国を中心にその他二、三カ国で減少していること、豊臣政権期

の指出高に疑問のある出羽国を除いては中国・四国・九州の外様大名が多く配置された西国に国高の増加が多くみられることを指摘した。そして西国における石高増加は、その内容を検討すると、検地による改出分のみではなく、人為的に操作されて打ち出された部分に多くを負っていると考えられる。しかもその人為的な操作は幕府と大名との勢力関係の裡で暗黙の了解の許になされたと考えられるふしがある。

即ち、慶長八年の江戸市中経営等を始めとする慶長期の普請役高は、豊臣政権末期の領知高を基準としながら、しかし慶長期後半に入ると「御前帳」の指出高等を参考にして、幕府と個別領主との政治的関係の裡に決定されていく一般的傾向が存在する。慶長期の一連の普請手伝による幕府の権力編成方式は、その集大成を、大阪陣の論功行賞の形をとった元和三年の判物発給に求めることができるとも言えよう。第17表は寛永七年十一月九日付で調製された「大坂御普請御役高」帳から作表したものであるが、寛永五・六年における普請役高は、二、三の加増事例を除いて、寛文印知高と全く照応しているのであり、それは慶長期における普請役高（第6表参照）と比較して整然と編成されているとしてよかろう。このことは、元和二年以前の「軍役体系未成立の時期」¹³²⁾にこそ、幕府の権力編成の謎を解く鍵がひそんでいることを意味していることにもなる。

そして、徳川政権が表高と内高とを分離してとらえ、慶長年中は領知判物の発給を抑えて、諸大名の動向（普請役高の負担能力を発現型態とする幕府への忠誠度）を見究わめた方策が仔細に検討される必要がある。換言すれば、小農民その他に対する一元的な支配体制を確立し、その内部に大名・給人の地方知行権を最後まで

第17表 大名の普請役高（寛永5・6年大坂普請役高を中心に）

領 主 名	(A) 寛永期役高	(B) 慶 長 16 年 役 高	寛 文 印 知
松平新太郎(池田光政)	半 160,000石		315,200石
備前ノ宰相(池田忠雄)	〃 157,500		(315,000)
松平阿波守(蜂須賀忠英)	本 257,000	蜂須賀阿波守 187,000	256,940余
森美作守(忠政)	〃 136,500 外5万石免役		186,500
立花飛驒守(忠茂)	半 54,750		109,647
〃 主膳正(種次)	〃 5,000		10,000
有間蔵人(康純)	〃 53,000		左衛門佐50,000
京極修理大夫(高三)	〃 17,500		35,000
〃 丹後寺(高広)	〃 39,100		78,200
松平右京之進 ?	本 35,200		
〃 石見守 ?	半 19,000		
〃 右近 ?	本 23,000		
池田備中守(長幸)	半 32,500	65,000	(65,000)
山崎甲斐守(家治)	〃 15,025	左馬助(家盛) 35,000	(30,000)
桑山加賀守(貞晴)	〃 13,200	伊賀守(元晴) 22,000	
〃 左衛門佐(一直)	本 13,000	16,000	修理亮一玄 13,022余
中川内膳(久盛)	半 35,240	修理亮(秀成) 70,000	(70,400)
毛利伊勢守(高政)	〃 9,000	19,000	20,000
戸川土佐守(正安)	本 22,500 外3,500石無役	肥後守(達安) 25,500	(22,500) 6,700石分知
一柳監物(直盛)	半 25,000	35,000	25,000
稻葉淡路守(紀通)	〃 22,850	大膳大夫 45,700	(45,700)
伊達遠江守(秀宗)	〃 50,000		(100,000)
平岡牛右衛門(頼資)	本 10,000		(10,000)
金沢中納言(前田利常)	〃 1,000,000 外19万石無役	1,033,000	1,025,020余
有馬玄番之允(豊氏)	半 104,500	108,400	210,000
京極若狭守(忠高)	〃 56,634.25	92,000	(113,600)
織田河内守(長孝)	〃 5,000	三十郎 10,000	(10,000)
松平右衛門佐(忠之)	〃 251,004	長政 490,000	433,100 外に9万石分知
〃 長門守(毛利秀就)	〃 184,700	300,000	369,411
堀尾山城守(忠晴)	〃 93,000	235,000	(240,000)
寺沢志摩守(広高)	〃 62,150	117,000	(120,000)
大村松千代(純信)	本 27,970	丹後守(喜前) 25,000	因幡守 27,973余
松浦肥前守(鎮信)	半 35,600	平戸刑部卿法印 ^(式) 60,000	61,700
小出大和守(吉英)	〃 25,000	右京大夫(吉英) 53,000	50,000

近世初期の石高と領知高

領主名	(A) 寛永期役高	(B) 慶長16年役高	寛文印知
小出対馬守(吉親)	半 15,000石	播摩守(吉政)	32,000 伊勢守 29,711余
伊藤修理(祐慶)	〃 28,545		50,000 (57,000)
片桐出雲守(孝利)	〃 25,000	且元	30,000 石見守 13,488余
京極伊豆守 ?	〃 9,000		
石川主殿助(忠総)	〃 30,000		50,000 (60,000)
加藤出羽守(泰興)	〃 30,000	左近大夫(貞泰)	60,000 (60,000) 内1万石分知
松倉豊後守(重政)	本 40,000		10,300 (40,000)
土方丹後守(雄氏)	〃 12,000		10,000 備中守 12,000余
松原伯耆守 ?	? 13,719		
鍋島信濃守(勝茂)	半 178,518		357,000 松平丹後守 357,036余
細川越中守(忠利)	〃 150,000		400,000 540,000
藤堂和泉守(高俊)	〃 160,000		220,000 藤堂大学頭 323,950
生駒老岐守(高俊)	〃 85,900	讃岐守(一正)	171,800 (173,000)
織田刑部少(信則)	本 36,000	民部少輔(信重)	36,000 (36,000)
稲葉民部少(一通)	半 25,032.5	彦六郎(貞通)	50,000 50,065余
木下右衛門(延俊)	〃 15,000	右衛門大夫(延俊)	30,000 25,000
島津右馬頭(忠興)	本 30,000		28,500 又四郎 30,070余
秋月長門守(種春)	半 15,000	(種長)	30,000 佐渡守 30,000
古田兵部少(重恒)	〃 27,390	大膳助(重治)	54,800 (55,000)
分部左京進(光信)	〃 10,000		
遠藤但馬守(慶隆)	〃 13,350		25,300 若狭守 20,001石
本田因幡守 ?	本 25,000		
来嶋越後守(通春)	半 7,000	右衛門尉(長親)	14,000 備前守 24,000
			(25,000)
			信濃守 12,500

史料：「慶長十六年禁裏御普請帳」(『続群書類従』巻708)

「大坂御普請御役高」(『熊本県史料』近世編第三, p. 699)

備考…人名の()は筆者補充

()の数字は推定分

存続させたところに豊臣政権と徳川政権との基本的な性格の同一性をみるとしても、少くとも豊臣政権には石高制に「地代原則」と「領有原則」を統一してとらえようとする志向があり(それは知行における無役分の存在にも逆な形で反映している¹³³⁾),それに比べて徳川政権は、むしろ石高制の二つの機能(地代原則と領有原則)を分離して表高と内高に象徴させていると言える。

るのは、封建的土地所有関係に編み込まれた小農民経営であり、幕藩制社会の基本的矛盾が年貢徴収の在り方に表現される以上、権力編成の方式は個々の農村の具体相の裡に検討されて始めてその十全な姿を現わすのであろうが、小稿はそのための予備作業として、領主の側における権力編成のあり方を取り上げたものであることを附言しておく。

勿論幕藩制社会の構造を基本的に規定してい

1) 佐々木潤之介氏「近世農村の成立」(旧岩波講座

- 『日本歴史』10近世2).
- 2) 秋沢繁氏「豊臣政権下の大名石高について」(『海南史学』12・13合併号), 高木昭作氏「江戸幕府の成立」(岩波講座『日本歴史』近世1), 黒田日出夫氏「国絵図・御前帳管見」(1976年6月26日日本歴史地理学会発表資料)その他.
 - 3) 東京大学中央図書館青州文庫所蔵. 本資料については, 秋沢繁氏のメモを借覧した.
 - 4) 『史籍雑纂』第二.
 - 5) 国立公文書館内閣文庫所蔵. なお当該史料については山口啓二氏『幕藩制成立史の研究』58頁参照
 - 6) 東京大学史料編纂所蔵写本, 南葵文庫(東京大学図書館蔵). 両者を比較した場合河内国について5石の微細な差があるのみで, あとは一致している.
なお, 本資料については, 三鬼清一郎氏のメモを借覧した.
 - 7) なお, 桑波田興氏「薩藩の太閤検地に関連して」(『鹿児島中世史研究会報』33号)参照.
 - 8) 城島正祥氏「佐賀領の石高と成」(『歴史地理』第90巻第3号)参照.
 - 9) 例えば佐々木潤之介氏「軍役論の問題点」(『歴史評論』146・147号)参照.
 - 10) 嵐瑞徴氏「丹波の太閤検地について」(『兵庫史学』第24号).
本論文については, 秋沢繁氏の御教示を得た.
 - 11) 「日向纂記」巻之十.
 - 12) 『日向郷土史料集』第五巻.
 - 13) 「旧事集書」(『日向郷土史料集』第一巻).
 - 14) 木村忠夫氏「九州の太閤検地」(『西日本史学』第19号)他. 大名側の贈賄の事例については, 天正十五年六月島津義久が日向国一円を安堵された場合金子200枚, 半国の場合は150枚, 三分一国の場合は100枚進上することを約束した条書にその一端をうかがうことができる.(『大日本古文書』家わけ第十六島津家文書之三, 1439号文書)
 - 15) 天正十九年五月「和泉横山谷百姓起請文前書案」(『和泉市史』第二巻), 天正十八年九月十日「出羽国田村惣百姓起請文写」(宮川満氏『太閤検地論』第Ⅲ部411頁). 前者は秋沢繁氏の御教示による.
 - 16) 勝俣鎮夫氏「戦国大名検地に関する一考察」(『戦国期の権力と社会』).
 - 17) 「御当家記年録」三(『大日本史料』第十二編之三710頁)他.
 - 18) 例えば毛利家文書「両国物成高頭申上覚」(山口県立文書館蔵)に次のように記されている.
(前略)是迄の公役々, 右之高辻ニ而物成つめのさた無之^{ママ}ハ, 今度々物成高頭を以, 江戸御公役可被仰付^{ママ}由, 福隠墨付之条(後略)
他に山内文庫「御当家御判物御頂戴 附 御家御伝記」(高知市立図書館蔵)にも「慶長八九年之頃, 権現様為上意, 土佐国絵図并郡村田畠之帳面御差上被成^{ママ}様, 西尾隠岐守吉次殿, 津田小平次秀政殿^{ママ}御奉書到来」として, その追而書に「御帳ニ物成つめニ書付, 御上可被成旨, 御錠ニハ」と認めている.
なお高木昭作氏「江戸幕府の成立」(岩波講座『日本歴史』9近世1)参照.
 - 19) 山口啓二氏『幕藩制成立史の研究』
 - 20) 八木哲浩氏「近世初期における摂津の領有」(『地域史研究』第1巻第3号).
 - 21) 八木哲浩氏「摂津一国高改帳の年代考証」(『地域史研究』第3巻第3号).
 - 22) 註21に同じ.
 - 23) 『大日本古文書』家わけ第十六, 島津家文書之一, 443・444号文書.
 - 24) 西宮市立図書館蔵. 当該絵図は風干の時のみしか公開されないの^{ママ}で, 本稿では黒田日出夫氏発表資料「国絵図・御前帳管見」に拠った.
 - 25) 『西宮市史』第2巻95頁第14表.
 - 26) 註25, 94頁.
 - 27) 竹安繁治氏『近世封建制の土地構造』34頁以降.
 - 28) 『大日本史料』第十二編之十, 377頁.
 - 29) 北島正元氏『江戸幕府の権力構造』, 藤野保氏『新訂幕藩体制史の研究』
 - 30) 煎本増夫氏「関東幕領の貢租について」(『歴史論』3号, 18頁).
 - 31) 今野真氏の御教示によれば, 上杉氏の出羽国分が除かれているのではないかということであるが, 後考に俟ちたい.
 - 32) 山口啓二氏『幕藩制成立史の研究』.
 - 33) 中村孝也氏『徳川家康文書の研究』下巻之一, 218頁.
 - 34) 『大日本古文書』家わけ第九, 別集180頁.
 - 35) 和田安房守昭為宛義宣書状(『秋田県史』第二冊9頁).
 - 36) 『寛政重修諸家譜』によると, 「後同国雄勝, 平鹿, 河辺, 山本, 下野国都賀, 河内六郡の地をくはえられ, すべて二十万五千八百十石余を領す。」とあるが, いつの時点で加増となったかは明らかでない. なおこの領地高は寛文印知高である.
 - 37) 『秋田県史』第二冊.

- 38) 『秋田県史』第二巻222頁。
- 39) 『秋田県史』資料(古代・中世)、同第二巻11、2頁。以上今野真氏の御教示に依る。
- 40) 『大日本古文書』家わけ第八、毛利家文書之三、957号。
- 41) 『新修島根県史』史料編2近世(上)68～83頁。
- 42) 永海一正氏『世近隠岐島史の研究』19～36頁。
- 43) 朝尾直弘氏「將軍政治の権力構造」(岩波講座『日本歴史』10近世2)。
- 44) 「立斎旧聞記」下『大日本史料』第十二編之四、801、2頁)。
- 45) 慶長初年における幕府の普請については、水江漣子氏「慶長初年の江戸大名邸地」(『小葉田淳教授退職記念国史論集』)参照。
- 46) 「毛利三代実録考証」(『大日本史料』第十二編之三、712頁)。
- 47) それらの内容については『東京市史稿』皇城篇第巻参照。
- 48) 「井伊直政略伝」(『大日本史料』第十二編之二、352頁)。
- 49) 註46に同じ。
- 50) 「薩藩旧記」後集二十七(『大日本史料』第十二編之三、926頁)。
- 51) 「吉備温故」,「松園雜記」(『大日本史料』第十二編之六、1085、6頁)。
- 52) 『大日本史料』第十二編之八、152頁。
- 53) 『大日本古文書』家わけ第九吉川家文書之二、914号。
- 54) 『大日本古文書』家わけ第十五山内^{首藤}家文書 330号。
- 55) 『大日本古文書』家わけ第八毛利家文書之三、1172号。
- 56) 『両国物成高頭申上覚』(山口県立文書館蔵)。
- 57) 『大日本古文書』家わけ第八毛利家文書之四、1557号。
- 58) 『明暦元年ノ分防長両国石高二』(山口県立文書館蔵)。
- 59) 『史料綜覧』巻十五参照。
- 60) 「毛利三代実録考証」(『大日本史料』第十二編之三)。
- 61) 「毛利三代実録考証」(『大日本史料』第十二編之四、756頁)。
- 62) 『大日本古文書』家わけ第八毛利家文書之四、1456号。
- 63) 秋沢繁氏「豊臣政権下の大名石高について」(『海南史学』12・13合併号)。
- 64) 「慶長文書下」(「山内家文書」甲第2号)。
- 65) 「山内家御手許文書」甲第壹号(秋沢繁氏発表資料、黒田日出夫氏発表資料所引)。
- 66) 『大日本古文書』家わけ第八毛利家文書之三。
- 67) 『古事秘録』(九州大学九州文化史研究施設蔵)。
- 68) 『集書』(九州大学経済学部蔵)。
- 69) 「尾陽始君知」(『大日本史料』第十二編之六)。
- 70) 「蓬左遷府記稿」(『大日本史料』第十二編之六、1040、1頁)。
- 71) (表欠)「黒田家御判物高控」(九州大学経済学部所蔵)。
この時長政の添状を持参して八月十四日駿府に到着した小河勘左衛門は「自分覚書」に左のように記している。
小河勘左衛門自分覚書ニ、八月十四日於駿府本上野殿・安帯刀殿・成瀬準人殿、右之目録掛御目、御朱印之儀申付処、花房弥左衛門殿へ目録渡置付得、重而可被仰談付、拙者へ先江戸へ可罷帰由被仰付間、其分ニ仕、弥左殿へ渡置申付。
- 72) 『松浦文書』五(九州大学九州文化史研究施設蔵)。
- 73) 『大日本租税志』前篇342頁。なおこの「諸家領地」高が天正十八年の一時点のものではなく、慶長期初に至る迄の数カ年にわたって書き上げられていることは、その領国名と領主名を比較するとき、自ら明らかである。
- 74) 平戸松浦史料博物館蔵。
- 75) 『長崎県史』藩政編426頁。
- 76) 『山本霜木覚書』。
- 77) 『大村家覚書』四(九州大学九州文化史研究施設蔵写本)。
- 78) 『大村家記』二(九州文化史研究施設蔵写本)によれば、「(大村)喜前代ニハ二万六千四百四十五石九斗二升三合七勺三才ノ石高を以テ、公務ヲ役ト也」とある。
- 79) 『大村家記』三、『大村家覚書附録』一
- 80) 城島正祥氏「佐賀領の石高と成(上)・(下)」(『歴史地理』第90巻第3・4号)。
- 81) 天正十八年の朱印状が竜造寺藤八郎に宛てられたことは事実であるが、その後豊臣政権下において、鍋島氏に改めて佐賀領全域の朱印状が交付されたふしが窺える史料を次に掲げておく。
一書申遣候、手前知行之高ニ付而、先年、従太閤様被作頂戴候、三拾万九千石与在之、高だんしヲ折番

ニ候て在之御朱印、入用候間、(後略)
二月十八日 勝茂(花押)

生三
石又左まいる

(坊所鍋島家文書 272 号『佐賀県史料集成』古文書編第十一巻)

82) 多久家文書705号(『佐賀県史料集成』古文書編第十巻)。

83) 坊所鍋島家文書 85号(『佐賀県史料集成』古文書編第十一巻)。

なお「知行御判物書抜」(佐賀県立図書館蔵)によると、慶長十六年影しい数の知行・加増・新地の判物が発給されており、それは名古屋城普請手伝に至るまでの連年に近い課役に疲れた家臣団統制の一方策であったかと考えられる。

84) 註83, 260号「鍋島勝茂覚書」。

85) 「鍋島氏老臣連署書状写」(『佐賀県史料集成』第三巻 264号)。

なお、校註者は「慶長十四年カ」と推定年代を記しているが、名古屋普請は慶長十五年のことであるので、それ以降のものであろう。

86) 文中「加州得御意」とあり、「又今年尾州御普請被仰付」とあるところから、慶長十五年頃のものかと考えられる。

(坊所鍋島家文書 277 号『佐賀県史料集成』第十一巻)。

87) 城島正祥氏「慶長元和期の佐賀藩財政」(『史林』46号)、長野暹氏「肥前佐賀藩確立期の経済構造」(『佐賀大学経済論集』第2巻第1号)。

88) 『大日本近世史料』細川家史料一、6頁。

89) 松井文書。本稿では東京大学史料編纂所蔵写真によった。

90) 『大日本近世史料』細川家史料四、283頁。

91) 松井文書(松本寿三郎氏「豊後国速見郡由布院の村落構造」<『熊本史学』第23号>所引)。

92) 『大日本近世史料』細川家史料二、283頁。

93) 註90, 215頁。

94) 註88, 30頁。

95) 「朝野旧聞哀稿」496(『大日本史料』第十二編 一、104頁)。

96) 『部分御旧記』(熊本大学永青文庫蔵)、高木昭作氏「江戸幕府の成立」153頁参照。

但し高木昭作氏は、この記事を、慶長十年「御前帳」の指出しが虚偽を許さぬ厳しいものであったこ

との挙証とされているが、果してそうであるか否か疑問なしとしない。

例えば寛永九年十一月廿日の三斎書状によれば「三十万石拝領之時之郷帳之儀承候、郷帳とハ、村付仕たる帳之事にて候哉。それは権現様之御代ニ謠の本などのことくニ帳を仕上候」としているからである。(註90, 283頁)

97) 松井文書(花岡興輝氏「肥後の検地帳」<『熊本史学』第29号>所引)。

98) 註97花岡氏論文。

99) 検地帳は、いずれも熊本県立図書館蔵。註97花岡氏論文参照。

なお天正十七年の検地で極度の打出しが行なわれたと想像される点については、附表参照。

附表 肥後国領知高

郡名	天正16年	慶長9年	増加指数
玉名郡	43,885石	73,927石	168.5
山鹿	12,176.6	33,116	272.0
山本	9,196.2	17,387	189.1
飽田	32,184.2	51,033	158.6
詫摩	12,655	19,088	150.8
菊池	15,950	26,463	165.9
合志	21,504	34,691	161.3
阿蘇	40,804.8	54,628	133.9
蘆北	6,560.1	17,534	267.3
計	194,916	327,867	168.2

史料:「肥後国領知方目録事」(『熊本県史料』中世篇第五, p. 192)
『肥後国郷帳』

100) 慶長十二・三年の検地で、5～10割の打出しが行なわれたことについては、註97花岡氏論文参照。

101) 註96参照。

102) 「寛文印知集」(235頁)。

103) 『相良家史料』第二巻(九州文化史研究施設所蔵)。

104) 註103, 第108号文書。なお「此已前之惣竿之時」は、寛永十七年五月朔日相良頼兄父子の専横を訴えた「相良頼寛目安状案」(『大日本古文書』相良家文書之二, 938号文書)によると「刁之年、大坂御陳之前ニ、清兵衛と内蔵助談合を以、家中之者共

- 知行致検地、式百五十歩壹反ニ仕候而相渡し」とあ
るところより、慶長十九年かと推定される。
- 105) 註103, 第116号文書。
106) 註103, 第117号文書。
107) 註103, 第119号文書。なお、当該史料は水田高
のみ記載されていて、第14表記載の村高と比較する
ことはできない。
108) 「豊臣秀吉朱印状」(『大日本古文書』相良家文書
之二, 第698号)。
109) 註108, 第745号文書。
110) 註108, 第769号文書。
111) 註108, 第771号文書。
112) 註108, 第931号文書。
113) 『明治以前日本土木史』486, 7頁。
114) 『日向古文書集成』472頁。
115) 『日向郷土史料集』第五巻300~306頁。
116) 『日向国史』下巻327頁以降。
117) 註115, 第二巻229頁。
118) 註115, 第二巻312頁以降。
119) 註114, 502頁。
120) 桑波田興氏「薩藩の太閤検地に関連して」(『鹿
児島中世史研究会報』33号)、同氏「薩藩の太閤
検地について」(同会報34号)。
121) 『鹿児島県史』第二巻52頁。
122) 『後編旧記雑録』巻87。
123) 註122に同じ。以下特に断わらない限り、同一史
料に拠る。
124) 島津氏の場合、慶長十年の「御前帳」指出しが
なされたことについて傍証を得ていないが、前掲史
料に「先年とや一通御当代ニ被成御上げそれ」とあ
るところより明らかであろう。
125) 『後編旧記雑録』巻60, 『鹿児島県史』第二巻第

4編。

- 126 『鹿児島県史』第二巻。
127) 註122に同じ。
128) 『後編旧記雑録』巻59。
129) 同書巻60。
130) 同書巻65。
131) 註122に同じ。
132) 註1に同じ。
133) たとえば 朝尾直弘氏は、文禄四年の「会津知行
目録」にかんする蒲生氏と中央政権との紛争の裡に
大名と中央政権の間に知行高をめぐる、いわゆる
公称高と内高の差を生み出すような矛盾の端緒と
なる事実が存在したことを指摘しておられるが(「
豊臣政権論」<旧岩波講座『日本歴史』9近世1>
), そのことは逆に言えば、豊臣政権の両原則一致
の志向をも意味するのであり、まさに知行内容の統
制にかんする中央政権の基本的態度はすでに定まっ
ていたことを示すものであろう。

なお、豊臣政権の石高制に対する態度については
三鬼清一郎氏の一連の研究、並びに脇田修氏『織田
政権の基礎構造』、『近世封建制成立史論』参照。

あ と が き

小稿の作成にあたり、秋沢繁・木村忠夫・高木昭作
・黒田日出夫の諸氏、並びに1976年度日本史研究会大
会での質疑における諸氏の御教示を得た。

また安藤保・今津健治・桑波田興・黒田安雄・藤本
隆士・細川章・丸山雍成・三鬼清一郎の諸氏、九州文
化史研究施設・国史学研究室・経済学部研究事務室等
の資料提供を得た。記して謝意を表する。